

# 『吾妻鏡』にみる蹴鞠記事

野口武司

一

蹴鞠に関する至便な文献史料としては『群書類従』第十九蹴鞠部や『古事類苑』遊戯部十五蹴鞠の条項等があり、此等の記述を披覽することに依つて件の蹴鞠に関する基本的な知見を得ることが出来る。

処で、此の蹴鞠が古來より靈妙にして幽玄なる技芸・芸道と認識されて多くの人士達に依つて愛でられ、嗜まれてきたことは、例えば『承元御鞠記』に、

太上天皇機務の餘閑に前大相國郁芳里第に臨幸し給ひて蹴鞠の宴あり。盖是 上皇神聰稟天。家藝軼人たまひて。蹴鞠さらに妙をあらそふものなし。是によりて去七日。當世究功の人拜感の至にたへず。我道をしてその長者と稱し奉べき旨。勅狀以聞。よりて今日此藝をたしなみ其名を顯すともがら悉く恩喚ありて。ことに賞賜を

くはふるもの也 ( 圈点引用者補。以下同様。 )。

云々とあり、『貞治二年御鞠記』に、

我國には天智のすべらぎ大織冠に魚と水との約をなし。君と臣との躰をあはせしも。此道のなかだてなるとかや。延喜天曆のかしこき御代には。京中蹴鞠のものをめして。清涼殿の東庭にてつねに御覽侍るよし御記にもみえ侍り。中頃侍従大納言成通卿道の聖にて。鞠のせいにあひて秘術を傳はべりしこのかた。一人の師範として衆人の宗匠たりき。

云々とあることから充分に窺い知られるが、本稿では、特に、鎌倉期に於ける武家の政治・経済・社会等々の諸相を能く語り伝えている『吾妻鏡』に所見される蹴鞠関係記事以下、之を蹴鞠記事と略称する。が、其処にみる歴代六將軍記の各々に如何ように載録されているかを検討することに依つて史書としての同書の性格や成立に関わる事柄の一端を闡明してみようと思ふ。

## 二

『吾妻鏡』に所見される蹴鞠記事が、其処にみる歴代六將軍記の各々に如何ように載録されているかを分かり易く纏めて示す表一に依れば、歴代六將軍記中、件の蹴鞠記事が全く載録されていないのは、頼朝將軍記而已であり、他余の五將軍記には各々載録されることが分かる。其れでは、件の記事が歴代六將軍記中、然うした頼朝將軍記を除く他余の五將軍記の各々に於ける各一年当りの平均載録条数が、各々如何程であるかを観てみるに、其れが最も多

表一

| 將軍記  | 蹴鞠記事<br>載録条数 | 叙述対象期間 | 一年当りの平<br>均載録条数 |
|------|--------------|--------|-----------------|
| 頼朝   | /            | 15、83年 | /               |
| 頼家   | 40           | 5、67年  | 7、05            |
| 実朝   | 9            | 16、83年 | 0、53            |
| 頼経   | 4            | 25、50年 | 0、16            |
| 頼嗣   | 7            | 7、83年  | 0、89            |
| 宗尊親王 | 19           | 11、58年 | 1、64            |
| 合計   | 79           | 83、25年 | 0、95            |

いのは、頼家將軍記の七、〇五条であり、宗尊親王將軍記が一、六四条で其れに次ぎ、以下、頼嗣將軍記(〇、八九条)↓  
 実朝將軍記(〇、五三条)↓頼経將軍記(〇、一六条)の順に続いて、頼経將軍記が最も尠いことが知られる。  
 之に依り、歴代六將軍記に於いて頼家將軍記が最も卓越していることと、此の頼家將軍記及び之に次ぐ宗尊親王將  
 軍記の二將軍記のみが、頼朝將軍記を除く他余の五將軍記全体の一年当りの平均載録条数たる〇、九五条を上廻つてお  
 り、自余の実朝・頼経・頼嗣の三將軍記に在つては、孰れも其の五將軍記全体の一年当りの平均載録条数を下廻つて  
 いることを指摘し得るのである。

斯うした『吾妻鏡』の歴代六將軍記の各々にみる蹴鞠記事に就き、其の有り様と記載内容をより精細詳密に檢覈せんとする後行の所論の便宜を考慮して、茲に予め同書に載録されている当該記事の全てを掲記しておくこととする

(各將軍記毎にみる蹴鞠記事の事例番号を表わす当該事例上部の数字に、○印が付されているのは、蹴鞠の催しが行われたとするもの、○印が付されていないのは、其の催しが行われなかつたとするものを各々示す。又、茲に登場する諸人物は、鞠足者を始め、揚鞠回数申計者や見證者の他、汎く当該蹴鞠開催場に臨んだ祇候者乃至参加者や、件の行事開催に際しての諸準備に関与した者、或いは、然う想定される者も含まれている。而して此等諸人物を各將軍記毎に、其の登場順次に随ひ傍線を付記して、数字を以て表してあるが、件の数字は、一条一例とする所見例数を示すものである。更に、傍線部分は、蹴鞠開催時刻・刻限(予定の其れも含まれている)、傍二重線部分は、蹴鞠開催場所(予定の其れも含まれている)、傍△印部分は、揚鞠回数、傍●印部分は、蹴鞠の催し其れ自体に関する評言乃至開催時に於ける珍奇・奇異・勝事譚等を語り伝える特記事項記述、各事例下の年・日条は、当該事例の所載条である。月・日条は、当該事例の所載条である。)

〔頼家將軍記〕

1 自<sup>2</sup>日中<sup>2</sup>至<sup>2</sup>黃昏<sup>2</sup>雨下。雷鳴數反。中將家渡<sup>1</sup>御永福寺。可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>御鞠<sup>1</sup>之處。依<sup>レ</sup>雨<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>止<sup>レ</sup>訖。入<sup>レ</sup>御和田左衛門尉<sup>1</sup>  
第<sup>1</sup>。依<sup>2</sup>召<sup>2</sup>出<sup>2</sup>壯士等<sup>2</sup>被<sup>レ</sup>決<sup>レ</sup>相撲<sup>1</sup>云々。  
正治1・9・23条

②晴。中將家渡<sup>1</sup>御比企右衛門尉能員宅<sup>1</sup>。於<sup>レ</sup>南庭<sup>1</sup>有<sup>レ</sup>御鞠<sup>1</sup>。北條五郎時連<sup>1</sup>。比企彌四郎<sup>1</sup>。富部五郎<sup>1</sup>。細野四郎<sup>1</sup>。  
大輔房源性等候<sup>レ</sup>之。(中略)羽林今夜御逗留也。  
" 1・11・18条

③陰。早旦<sup>1</sup>於<sup>レ</sup>能員宅<sup>1</sup>。有<sup>レ</sup>御鞠<sup>1</sup>。人數同<sup>1</sup>昨日<sup>1</sup>。但若宮<sup>1</sup>三位房<sup>1</sup>。井僧義印等參<sup>レ</sup>加之<sup>1</sup>。午剋還御<sup>1</sup>。能員故獻<sup>レ</sup>御

引出物。御劔一腰。北條五郎時連持參之。御馬一疋。鶴毛、珠丸貝鞍。比企三郎。同四郎引之。 1. 11. 19条

④霽。大官令亭後山麓。構新造屋。有山水。有立石。納涼逍遙之地也。而今日彼朝臣自京都。召下鞠之由

令申之間。羽林渡御其所。先有勸盃管絃儀。次及晚涼。件鞠付松枝獻之。仍羽林令立給。北條五郎。

比企彌四郎。富部五郎。肥田八郎。加賀房等參。今夜御止宿。 2. 6. 16条

5陰。有大輔房源性源進土左衛門尉整字。者。無双算術者也。加之。見田頭里坪。於眼精之所。罫。不違段步云々。又何

高野大師跡。顯五筆之藝。而陸奧國伊達郡有境相論。為其實檢。去八月下向。夜前歸着。今日參御所。是

被賞右筆并蹴鞠兩藝。日來所奉昵近。 2. 12. 3条

⑥晴。殘暑如燒。待晚涼。於御所被始百日御鞠。是左金吾多年雖令好當道給。依未令知其奧旨給

上。北面等中此藝達者一人可被下之由。令申請仙洞給處。可被差下便宜仁之由。勅許之間。於携之輩

累調練功。為交上足也。申剋。人々參進。左金吾令立給。北條五郎時連主。少將法眼觀清。富部五郎。

大輔房源性。比企彌四郎。肥多八郎宗直等候之。金持右衛門尉。申計。江馬四郎殿。同太郎主。民部丞行光已下候

見證。 建仁1. 7. 6条

7霽。紀内所行景鞠足。依上皇仰下着。蓋是左金吾依被申請也。今日到着于大膳大夫廣元朝臣亭。下向間。彼朝

臣所令沙汰驛路雜事等也。 1. 9. 7条

8晴。廣元朝臣始相具行景。參御所。行景花田狩衣、襖袴。先候待所。次依召廻石壺。參廂御所簀子。頃之左金吾

出御。鳥帽子、直衣。其後有勸盃之儀。給御盃於行景。此間被仰云。為蹴鞠師範。召請之處。適迎重陽日。始遂

對面。故猶前庭以籬菊。浮盃。永可契萬年者。行景跪盃。金吾自取銀釧。令與之給。

1 · 9 · 9 条

⑨天顏快舞。行景參直之後。始有御鞠。左金吾令立給。北條五郎時連。紀內行景。富部五郎。比企彌四郎。肥多八郎

宗直。已上 布衣。大輔房源性。加賀房義印。已上等 身衣。等參候。

⑩晴。早旦。於御所。召行景。有御鞠。北條五郎已下五六輩候之。但不及被揚數。

⑪晴。御所御鞠也。凡此間拋政務。連日被專此藝。人皆赴當道。北條五郎已下參集。但各不着布衣。今日

員七百所被揚之也。

⑫陰。又御鞠會。人數同前。今日人々多以候見證。其中。江馬太郎殿泰時密々被談于中野五郎能成云。蹴鞠者

幽玄藝也。被賞斷之條所庶幾也。但去八月大風。鶴岳宮門顛倒。國土愁飢饉。此時態以自京都被召下

放遊輩。而去廿日變異。非常途之儀。尤被驚思食。被尋仰司天等。非異變者。可及如此御沙汰

歟。且幕下御在世建久年中。百々日之間。每日可有御濱出之由。固被定之處。天變出現之由。資允朝臣勘申

之間。依御謹慎。止其儀。被始世上無為御祈禱。今次第如何。貴客者昵近之仁也。以事次。盡諷諫申

哉云々。能成雖有甘心氣。不能發言云々。

⑬晴。御所御鞠。北條五郎。紀內。富部五郎。肥多八郎。比企彌四郎。源性。義印等候之。數三百六十也。

1 · 10 · 1 条

⑭御所御鞠。北條五郎。紀內。富部五郎。比企彌四郎。肥田八郎。源性。義印等候其庭。相摸守重賴。若宮三位房等候

見證。數九百五十也。 1 · 10 · 21 条

⑮晴。御所御鞠。北條五郎已下人數同前。數三百六十。 1 · 11 · 2 条

⑯御所御鞠。人數同前。數三百二十也。 1 · 12 · 18 条

⑰御鞠始也。左金吾御布衣。令立給。北條五郎時連。紀内行景。富部五郎。比企彌四郎。肥田八郎宗直。已上布衣。源性。義印。 8 · 10 · 8 条

等候。數百二十。三百十也。 2 · 1 · 10 条

⑱又有御鞠。人數同前。而隼人佑康清入道宅。去年始殖懸樹。太有其興。不被御覽者。頗無念之由令申。仍舉此人數。則渡御彼庭。員五百。 2 · 1 · 12 条

19 於掃部入道龜谷宅。可有御鞠之由。兼被定之間。殊被結構。金吾欲有出御之處。尼御臺所以行光被申云。故仁田入道上西者。源氏遺老。武家要須也。而去十四日卒去。未及廿日。御興遊。定貽人之謗。不可然云々。金吾。於蹴鞠者不論機嫌之由。雖令申給。終以令抑留給云々。 2 · 1 · 29 条

20 相摸國積良邊有古柳。名木之由。就令聞給。為移植于鞠御壺。渡御彼所。北條五郎已下六十餘輩候御共。 15 又被召具行景。 1 2 · 2 · 20 条

⑳鶴岳別當阿闍梨招請鞠足等饗應。是依左金吾内々仰如此。被賞既行景之餘也。及晚可見鞠之由。坊主所望之間。各進立懸下。數三百之後退散。 2 · 2 · 27 条

㉑有御鞠。人數同前。員三百六十。二百五十。 2 · 3 · 14 条

㉒今日御鞠。及終日。員百廿三。百廿。百廿。二百四十。二百五十也。 2 · 3 · 15 条

②4晴。風烈。左金吾渡御掃部頭親能入道龜谷家。於彼持佛堂庭樹下有御鞠。金吾令立給。伯耆少將。北條五郎。

紀内行景。比企彌四郎。富部五郎。肥田八郎。源性。義印等候之。南風頗扇不員上。 " 2 . 4 . 13 条

②5有御鞠。人數如例。秉燭之程。左金吾吾寄鞠。令揚數百廿給。行景傍奉見。得天骨給之由。頗以感申

之。 " 2 . 4 . 27 条

②6御所御鞠也。六位進盛景。紀内行景。細野四郎兵衛尉。富部五郎。稻木五郎。比企彌四郎。源性等候之。員

二百二十。五百二十。伯耆少將。北條五郎等依煩脚氣候見證。 " 2 . 5 . 20 条

②7陰。尼御臺所入御左金吾御所。是御鞠會雖爲連日事。依未覽行景已下上足也。此會適可爲千載一遇

之間。上下入興。而夕立降。遺恨之處。即屬晴。然而樹下滂沱。尤爲其煩。爰壹岐判官知康解直垂帷等。取

此水。時逸興也。人感之。申剋。被始御鞠。左金吾。伯耆少將。北條五郎。六位進。紀内。細野兵衛尉。稻木五

郎。富部五郎。比企彌四郎。大輔房源性。加賀房義印。各相替立。々員三百六十也。臨昏黑事訖。於東北御所

有勸盃。及數巡。召舞女微妙。有舞曲。知康候鼓役。酒客皆酣。知康進御前。取銚子勸

酒於北條五郎時連。此間。酒狂之餘。知康云。北條五郎者。云容儀。云進退。可謂拔群處。實名太下

劣也。時連之連字者。貫錢貨儀。貫之依爲哥仙。訪其芳躅。歎旁不可然。早可改名之由。將軍直可

被仰之云々。全可改連字之旨。北條被諾申之。 " 2 . 6 . 25 条

②8有御鞠。北條五郎。紀内。比企彌四郎。肥田八郎。源性。義印等也。員百廿。四百五十。 " 2 . 7 . 29 条

②9今日。御鞠有三ケ度。人數。北條五郎時房。紀内行景。肥田八郎宗直。比企彌四郎。源性。義印等也。員朝鞠

二百七十。百六十。畫二百八十。二百三十。夕百卅。三百九十。五百五十也。 2・9・10条

30 有御鞆。員二百卅。百六十之後。秉燭程。將軍家又出御于石御壺。屏中門内召行景。以小鞆令爭勝負。給。二三足之後給行景。々々又獻上。及度々。已員揚百五十之處。壹岐判官知康起座打落件鞆之間。將軍家入御。行景臨退出之期。知康云。君令落者。公私互可爲耻辱。仍知康打落之。行景即參御臺所。知康所爲非指尾籠所存候之由。以女房申之間。頗御入興云々。 2・9・15条

31 時雨屢灑。將軍家御馬。俄渡御于隼人入道宅。庭樹紅葉依添艷色也。晴天之後有御鞆。其庭頗湛水之間。太有煩云々。 2・10・8条

32 晴。將軍若君萬君。御奉幣鶴岳宮。被奉神馬二疋。被行御神樂之處。大菩薩託巫女給曰。今年中。關東可有事。若君不可繼家督。岸上樹。其根已枯。人不知之。而恃梢綠云々。其後。將軍家御行始隼人入道宅。於此所有御鞆始。伯耆少將。北條五郎。六位進。富部五郎。比企彌四郎。細野兵衛尉以上等參會。今夜御逗留。 3・1・2条

33 將軍家又入御善隼人入道宅。有御鞆。北條五郎已下人數如例。員二百五十。百廿。 3・1・20条

34 有御鞆。北條五郎。紀内。肥田八郎。源性。義印等參。 3・2・16条

35 將軍家渡御隼人入道宅。北條五郎。富部五郎。比企彌四郎。肥田八郎。紀内。源性。義印等參。有御鞆。 3・3・4条

36 將軍家御布衣。渡御隼人入道宅。有御鞆。人數。北條五郎。紀内。富部五郎。比企彌四郎。肥田八郎。義印。 3・3・4条

37 將軍家御布衣。渡御隼人入道宅。有御鞆。人數。北條五郎。紀内。富部五郎。比企彌四郎。肥田八郎。義印。 3・3・4条

38 將軍家御布衣。渡御隼人入道宅。有御鞆。人數。北條五郎。紀内。富部五郎。比企彌四郎。肥田八郎。義印。 3・3・4条

39 將軍家御布衣。渡御隼人入道宅。有御鞆。人數。北條五郎。紀内。富部五郎。比企彌四郎。肥田八郎。義印。 3・3・4条

40 將軍家御布衣。渡御隼人入道宅。有御鞆。人數。北條五郎。紀内。富部五郎。比企彌四郎。肥田八郎。義印。 3・3・4条

41 將軍家御布衣。渡御隼人入道宅。有御鞆。人數。北條五郎。紀内。富部五郎。比企彌四郎。肥田八郎。義印。 3・3・4条

42 將軍家御布衣。渡御隼人入道宅。有御鞆。人數。北條五郎。紀内。富部五郎。比企彌四郎。肥田八郎。義印。 3・3・4条

43 將軍家御布衣。渡御隼人入道宅。有御鞆。人數。北條五郎。紀内。富部五郎。比企彌四郎。肥田八郎。義印。 3・3・4条

44 將軍家御布衣。渡御隼人入道宅。有御鞆。人數。北條五郎。紀内。富部五郎。比企彌四郎。肥田八郎。義印。 3・3・4条

45 將軍家御布衣。渡御隼人入道宅。有御鞆。人數。北條五郎。紀内。富部五郎。比企彌四郎。肥田八郎。義印。 3・3・4条

46 將軍家御布衣。渡御隼人入道宅。有御鞆。人數。北條五郎。紀内。富部五郎。比企彌四郎。肥田八郎。義印。 3・3・4条

源性等也。伯耆少將候見證。凡此間隔日御鞠也。  
" 3 · 3 · 26 条

③⑦御鞠。伯耆少將。北條五郎。紀内所。比企彌四郎。肥田八郎。源性。義印等候之。  
" 3 · 4 · 21 条

③⑧將軍家渡御鶴岡別當坊。伯耆少將。右近大夫將監親廣等扈從。有御鞠。人數如例。  
" 3 · 5 · 18 条

③⑨雖爲御留守之程。隼人入道招請紀内所行景。富部五郎。源性。義印等。有鞠會。  
" 3 · 5 · 29 条

④⑩御所御鞠也。今日以後無此御會。北條五郎時房。紀内行景。富部五郎。比企彌四郎。肥田八郎。源性。義印等參。  
" 3 · 7 · 18 条

〔実朝將軍記〕

①將軍家渡御壽福寺方丈。并若宮別當坊。或談法文。或令斷蹴鞠給云々。親廣。季時以下供奉云々。  
元久 2 · 3 · 1 条

②晴。坊門前亞相使者參着。來五月南山御幸可令供奉。可賜龍蹄之由被申之。又去十三日。々來風聞仙洞御鞠被遂之。於大炊御門左相國御亭有其儀。南庭構新造屋爲御所。其東有公卿殿上人之屋。按察卿爲成通卿之子息。古老依召參上。凡至北面西面之輩。鞠足等給物皆金銀也。  
承元 2 · 4 · 27 条

③大夫屬入道持參鞠於御所。自京都到來之由申之。又去二日大柳殿御鞠記。紙進覽之。彼日。大輔房源性始參于御鞠云々。是左金吾將軍御時近士也。去建仁三年九月坐事之後所在京也。件御鞠衆。御所刑部卿宗長。越後

少將範茂。寧王。醫王。山柄。行景。源性等也云々。

3・3・21条

4可有旬御鞠之由。今日依被仰出。及鎮西沙汰人々。不願藝之堪否。成競望云々。武州爲奉行。被清

撰人數云々。

建曆2・3・1条

⑤幕府御鞠始也。將軍家御布衣。令立給。武州。時別。匠作。奉時。重胤。朝盛。朝直以下候之。

2・3・6条

6天晴。晚景宗政自下野國參着。斬重慶之首。持參之由申之。將軍家以仲兼朝臣被仰曰。重忠本自無過而

蒙誅。其末子法師縱雖挿隱謀。有何事哉。隨而任被仰下之旨。先令生虜其身具參之。就犯否左右

可有沙汰之處。加戮誅。楚忽之議。爲罪業因之由。太御歎息云々。仍宗政蒙御氣色。而宗政怒眼。盟

仲兼朝臣云。於件法師者。叛逆之企無其疑。又生虜條雖在掌内。直令具參之者。就諸女性比丘尼等

申狀。定有宥沙汰歟之由。兼以推量之間。如斯加誅罰者也。於向後者。誰輩可抽忠節乎。是將軍家御

不可也。凡右大將家御時。可厚恩賞之趣。頻以雖有嚴命。宗政不諾申。只望給御引目。於海道十五ヶ

國中。可紕行民間無禮之由。令啓之間。被重武備之故。忝給一御引目。于今爲蓬屋重寶。當代者。以

歌鞠爲業。武藝似癡。以女性爲宗。勇士如無之。又沒收之地者。不被充勲功之族。多以賜青女等

。所謂榛谷四郎重朝遺跡給五條局。以中山四郎重政跡賜下總局云々。此外過言不可勝計。仲兼不及

一言起座。宗政又退出。

建保1・9・26条

7曉風少吹。朝陽快霽。今日坊門新黃門忠信。使者自京都參着。被送進蹴鞠書一卷。彼卿去年十二月二日。被

聽紫革襪。宗長等朝臣同之云々。將軍家實<sup>4</sup>翫諸道給中。殊叶御意者。歌鞠之兩藝也。

” 2・2・10 条

8 陰。相州自<sup>3</sup>京都下着給。三品御上洛之時被<sup>1</sup>扈從。而三品去月十五日雖<sup>1</sup>出京給。爲<sup>1</sup>參<sup>3</sup>仙洞御鞠。被<sup>1</sup>逗留<sup>1</sup>

” 6・5・4 条

9 晴。相州依<sup>4</sup>召被<sup>1</sup>參<sup>1</sup>御所。洛中事被<sup>1</sup>尋仰<sup>1</sup>之處。相州被<sup>1</sup>申云。先去月八日梅宮祭之時。御鞠有<sup>1</sup>拜見志<sup>1</sup>之

” 6・5・5 条

由。内々申之間。臨<sup>1</sup>幸件宮。右大將<sup>1</sup>隨<sup>1</sup>半部軍。具<sup>1</sup>被<sup>1</sup>刷<sup>1</sup>顯官之威儀。是皆下官見物之故也云々。同十四日初<sup>1</sup>參于御鞠

” 6・5・5 条

庭。着<sup>1</sup>布衣<sup>1</sup>。顯文紗狩衣。白指貫。伴<sup>1</sup>愚息<sup>1</sup>二郎時村<sup>1</sup>。二藍布狩衣。白狩袴。公卿候<sup>1</sup>簀子<sup>1</sup>。上皇上<sup>1</sup>御簾<sup>1</sup>叡<sup>1</sup>覽<sup>1</sup>之。同十五日。十六日以

” 6・5・5 条

後。連々參入。當道頗得<sup>1</sup>其骨<sup>1</sup>之由。叡感及<sup>1</sup>數度<sup>1</sup>。院中出仕不知<sup>1</sup>案内<sup>1</sup>之旨。示合之間。尾張中將清親<sup>1</sup>坊門内<sup>1</sup>府甥<sup>1</sup>。每事扶持。生涯爭忘<sup>1</sup>其芳志<sup>1</sup>哉云々。

〔賴經將軍記〕

① 於<sup>1</sup>御所<sup>1</sup>有<sup>1</sup>御鞠會<sup>1</sup>云々。寬喜 1・11・20 条

② 於<sup>1</sup>御所<sup>1</sup>有<sup>1</sup>御鞠<sup>1</sup>。相摸四郎。同三郎入道。周防前司。小山五郎右衛門尉。肥田八郎。備中法橋定尊等候<sup>1</sup>其庭<sup>1</sup>

云々。又來月一日蝕御祈事。今日被<sup>1</sup>仰<sup>1</sup>于松殿法印。大進僧都。宰相律師等<sup>1</sup>云々。三壇御修法也。

” 3・9・25 条

③將軍家人御于後藤大夫判官基綱大倉宅。御水干。御騎馬也。陸奥式部大夫。相摸式部大夫。前民部少輔。駿河前司。伊東大夫判官。駿河大夫判官等供奉。五位水干。六位直垂。立烏帽子。上野七郎左衛門尉。同五郎。武田六郎。以。上三人。着甲候于最末。今夜御止宿彼家。遊興非一。先御的。次小笠懸。次御鞠。次御酒宴。管絃。入夜和歌御會云々。相州。武州參給。

御的

射手

一番 三浦駿河次郎 岡邊左衛門四郎

二番 佐々木八郎左衛門尉 神地四郎

三番 武田六郎 横溝六郎

小笠懸

相摸式部大夫 駿河次郎

小山五郎左衛門尉 相摸五郎

近江三郎左衛門尉 佐々木八郎左衛門尉

横溝六郎 宇都宮四郎左衛門尉

武田六郎 上總介太郎

4 小侍所番帳更被<sub>レ</sub>改之。每番堪<sub>二</sub>諸事藝能<sub>一</sub>之者一人。必被<sub>レ</sub>加之。手跡。弓馬。蹴鞠。管絃。郢曲以下事云々。諸人隨<sub>二</sub>其志<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>始<sub>二</sub>如此一藝<sub>一</sub>之由被<sub>レ</sub>仰下。是於<sub>レ</sub>時依<sub>レ</sub>可有<sub>二</sub>御要<sub>一</sub>也。陸奥掃部助被<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>觸此趣於人々云々。

仁治 2 · 12 · 8 条

〔頼嗣將軍記〕

1 鶴岡八幡宮寺神事如<sub>レ</sub>例。尾張前司時章朝臣束帶。勤<sub>二</sub>奉幣御使<sub>一</sub>云々。今日。難波少將宗教朝臣獻<sub>二</sub>大鞠二<sub>一</sub>。白<sub>二</sub>井轆

一足<sub>納長櫃</sub>。各付<sub>松枝</sub>。於<sub>レ</sub>左親衛。是當時依<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>賞<sub>二</sub>翫鞠<sub>一</sub>給也。

寶治 2 · 9 · 9 条

② 天晴。於<sub>二</sub>鶴岡別當法印雪下本坊<sub>一</sub>有<sub>二</sub>鞠會<sub>一</sub>。上鞠熊王<sub>山綱子</sub>。上足落<sub>中</sub>云々。

2 · 9 · 26 条

③ 將軍家俄入<sub>二</sub>御鶴岡別當法印雪下坊<sub>一</sub>。(中略)武藤左衛門尉景頼持<sub>二</sub>御劔<sub>一</sub>。相摸右近大夫將監。武藏守。尾張前司少輔

左近大夫。上野大藏權少輔以下十餘輩候<sub>二</sub>御共<sub>一</sub>。又難波少將等追參上。有<sub>二</sub>御鞠會<sub>一</sub>云々。秉燭之程還御。取<sub>二</sub>松明

云々。 2 · 10 · 6 条

4 左親衛招<sub>二</sub>請難波少將羽林<sub>一</sub>。令<sub>二</sub>對面<sub>一</sub>給。蹴鞠事。可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>門弟<sub>一</sub>之由。及<sub>二</sub>御約諾<sub>一</sub>云々。

2 · 11 · 13 条

5 難波少將香狩衣。持<sub>二</sub>參一卷書<sub>翻秘</sub>。於<sub>レ</sub>左親衛御方。依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御所望<sub>一</sub>也。親衛<sub>發黃直垂</sub>令<sub>二</sub>相逢<sub>一</sub>給。覽<sub>二</sub>彼書<sub>一</sub>。羽林讀申。未

及<sub>二</sub>半卷<sub>一</sub>之時。親衛起座。自收<sub>二</sub>金作劔<sub>一</sub>。<sub>長伏輪</sub>。令<sub>レ</sub>授<sub>二</sub>羽林<sub>一</sub>給。羽林跪賜<sub>レ</sub>之。一拜退出。々<sub>二</sub>于廊<sub>一</sub>。與

共青侍云々。 2 · 11 · 16 条

⑥天晴。將軍家於旅御所<sup>2</sup>有御遊宴等。先可覽射<sup>1</sup>之由。被仰<sup>1</sup>之間。不及<sup>1</sup>被催<sup>1</sup>小侍所。於當座<sup>1</sup>。相州<sup>4</sup>計撰供奉人中。直召仰。仍無所<sup>1</sup>欲遁避。各一五度射<sup>1</sup>之。次有御鞠會<sup>1</sup>。二條侍從<sup>1</sup>兼仰。被注<sup>1</sup>申人數<sup>1</sup>間。爲秋田城介義景奉行。已一點催<sup>1</sup>人々。午下剋。教定朝臣<sup>1</sup>以下參進。以武藤左衛門尉<sup>2</sup>。鹽飽左近入道<sup>1</sup>。上鞠事。有<sup>1</sup>御問答于教定朝臣<sup>1</sup>。可爲兼教朝臣上鞠役<sup>1</sup>云々。其後。大夫雅有<sup>1</sup>。十歲。置御鞠於懸中。教定朝臣計<sup>1</sup>立其衆。算<sup>1</sup>役。鹽飽左近大夫信貞。後藤左衛門尉說向申計。是相州仰<sup>4</sup>云々。依無<sup>1</sup>尊仁也。

御的射手

(中略)

御、鞠、衆、

尾張少將

清基朝臣

兵衛佐忠時

大夫雅有

陸奥掃部助實時

熊王丸

行久

行信

資能

已上直垂葛袴

仁俊等身衣

見證

奥州

相州

前右馬權頭

尾張前司

刑部大夫入道々成

秋田城介義景

後藤佐渡前司基綱

信濃民部大夫入道行盛

建長 2・3・26 条

⑦於旅御所有鞠御會。人數如去三月。(下略)

" 2・5・10 条

〔宗尊親王將軍記〕

①天晴。於御所有御鞠始之儀。人數。

土御門宰相中將顯方卿

右馬助親家

二條中將兼教朝臣上朝

相摸守

右馬權頭政村朝臣

陸奥掃部助實時

城九郎泰盛

上野十郎朝村

工藤二郎左衛門尉光泰

所右衛門尉行久

瀧口兵衛尉行信

東中務少輔胤重

三村左衛門尉時親申算。以三百爲數。

建長 4・4・17 条

2天晴。難波刑部卿宗教參入。去比自京都參着。依可有御鞠會也。相州令談人數以下事給。御問答及三箇

度云々。

4. 4. 22 条

③天晴。御鞞也。將軍家出御。土御門宰相中將上簾。其後人々列立。光泰進出懸中央。突右膝置御鞞。

難波刑部卿上鞞一足

土御門宰相中將布衣

二條少將兼教朝臣布衣

相州同錦蓋襲

右馬權頭同

武藏守同

出羽前司行義同

紀瀧口行宣同

此外

結城上野三郎兵衛尉廣綱

下野法橋仁俊

小山出羽前司長村布衣

城九郎泰盛同

工藤三郎左衛門尉光泰

數三百。三村左衛門尉計申之。

尾張前司。佐渡前司。

秋田城介義景。

前太宰少貳爲佐已上白直垂

見證。及晚事訖。

4. 4. 24 条

4晴。下野前司泰綱於御所可申行御鞞會之由申之。

正嘉1. 4. 7 条

⑤晴。申尅。御所御鞞也。露拂已後。將軍家布衣。令立御。下野前司泰綱付燠鞞於雞冠木枝進之。行忠入道付

之。但内々被解之。内藏權頭親家置之。源中納言布衣。難波刑部卿布衣。上鞞一足。中務權大輔教時同。

遠江七郎時基同。内藏權頭親家同。出羽前司行義同。下野前司泰綱。

此外

二條三位。布衣。遠江太郎清時。水干。鎌田次郎兵衛尉行俊。布衣。行忠入道。衣務重香。薩摩七郎左衛門尉祐能。帷指扇。數三百落中。

申計。仁和寺三位。能清朝臣。範忠朝臣。範方等候見證。

抑今日。二條三品着。燻白地襪。而宗教朝臣難申云。於此色者。日來不用之。如兼元式者。着有文燻革也。頗不甘心云々。

⑥晴。御所旬御鞠也。為一條侍從定氏奉行。催人々。將軍家御符衣。令立御。土御門中納言。布衣。刑部卿。同上鞠一足。

前讚岐守忠時朝臣。同。二條少將雅有朝臣。同。小野寺新左衛門尉。布衣。申計三百。

露拂

式部大夫

右馬助

中務權少輔。布衣

佐渡五郎左衛門尉

武藤左衛門尉。布衣

三村左衛門尉同

鎌田三郎左衛門尉同

同次郎兵衛尉

幸嶋左衛門尉同

此外

所左衛門尉行景

右衛門四郎

山柄。各初參

藤三位基朝

宗世等朝臣

大宰權少貳

周防前司已下數輩候見證。

⑦將軍家御逗留最明寺殿。有御鞠會。將軍家令立御。人數。

1・6・1条

土御門中納言顯方<sup>5</sup>

二條侍從雅有<sup>2</sup>  
上朝

刑部少輔教時<sup>2</sup>

左近大夫將監時仲<sup>1</sup>

相州禪室以下見證數輩云々。<sup>4</sup>

⑧今日。將軍家令始<sup>5</sup>百日御鞠給<sup>6</sup>人數。

土御門中納言顯方<sup>6</sup>

刑部卿<sup>5</sup>  
宗教卿  
上朝

刑部少輔教時<sup>3</sup>

上野五郎兵衛尉廣綱<sup>2</sup>

賢寂申<sup>1</sup>  
計云々。

兵衛佐忠時<sup>1</sup>

侍從定氏<sup>2</sup>

右馬助清時<sup>3</sup>

1・6・24条

花山院宰相中將長雅卿<sup>1</sup>

前兵衛佐忠時朝臣<sup>1</sup>

右馬助清時<sup>4</sup>

同十郎朝村<sup>2</sup>

2・7・4条

9晴。將軍家百日蹴鞠御會被<sup>6</sup>結願。花山院宰相中將。相州<sup>3</sup>布衣<sup>1</sup>武州<sup>1</sup>同。刑部少輔教時。越前守時弘。右馬助清時。<sup>2</sup>

遠江次郎時通已下數輩參候。昨日可<sup>1</sup>被<sup>2</sup>遂<sup>3</sup>此儀<sup>4</sup>之處。一昨日御風氣之間。為<sup>5</sup>餘慎<sup>6</sup>延引也。

2・11・19条

10今日。於<sup>1</sup>御所中。被<sup>2</sup>定<sup>3</sup>置畫番象。其內於<sup>4</sup>壯士<sup>5</sup>者。歌道蹴鞠管絃右筆弓馬郢曲以下。都<sup>6</sup>以<sup>7</sup>堪<sup>8</sup>一藝<sup>9</sup>之輩。於<sup>10</sup>

時依<sup>1</sup>可有<sup>2</sup>御要。被<sup>3</sup>定<sup>4</sup>結番。去<sup>5</sup>比御要之時。無<sup>6</sup>人之間。殊<sup>7</sup>以此御沙汰出來。仍<sup>8</sup>仰<sup>9</sup>小侍衆。於<sup>10</sup>藝能之輩

目六。度々被<sup>1</sup>仰<sup>2</sup>合相州禪門<sup>5</sup>。治定云々<sup>3</sup>。工藤三郎右衛門尉光泰奉<sup>3</sup>行之。城四郎左衛門尉爲<sup>1</sup>清書<sup>1</sup>。

定

晝番事 次第不同

一番 午子

相摸太郎

彈正少弼業時<sup>1</sup>

尾張左近大夫將監公時<sup>1</sup>

民部權大輔時隆<sup>3</sup>

足利上總三郎

秋田城介泰盛<sup>3</sup>

同六郎顯盛

下野四郎左衛門尉景綱<sup>1</sup>

遠江十郎左衛門尉賴運<sup>2</sup>

筑前五郎左衛門尉行重

武藤左衛門尉賴泰<sup>2</sup>

信濃五郎左衛門尉行宗

澁谷左衛門太郎朝重

二番 未丑

越前々司時廣<sup>3</sup>

遠江右馬助清時<sup>6</sup>

武藏五郎時忠<sup>1</sup>

和泉前司行方<sup>1</sup>

出羽大夫判官行有<sup>1</sup>

和泉三郎左衛門尉行章

淡路又四郎左衛門尉宗泰

式部太郎左衛門尉光政

隱岐三郎左衛門尉行景

大須賀新左衛門尉朝氏

佐貫七郎廣胤

江戸七郎太郎長光

大泉九郎氏廣

三番  
申寅

陸奥左近大夫將監義政

相摸三郎時輔<sup>1</sup>

備前三郎長賴

小山出羽前司長村<sup>2</sup>

上野大夫判官廣綱<sup>3</sup>

大隅修理亮久時<sup>1</sup>

城四郎左衛門尉時盛<sup>1</sup>

周防五郎左衛門尉忠景<sup>1</sup>

寺嶋小次郎時村

筑前次郎左衛門尉行頼

出羽七郎左衛門尉行頼

一宮二郎左衛門尉康有

本間彌四郎左衛門尉忠時

四番  
酉卯

新相摸三郎時村<sup>1</sup>

越後右馬助時親<sup>2</sup>

宮内權大輔時秀

木工權頭親家<sup>2</sup>

日向前司祐泰

城彌四郎長景<sup>3</sup>

大曾禰太郎左衛門尉長經

上野十郎朝村<sup>3</sup>

加藤左衛門尉景經<sup>1</sup>

武石四郎左衛門尉長胤

阿曾沼小次郎光綱

波多野小次郎定經

小野寺新左衛門尉行通

五番<sup>5</sup>  
戌辰

刑部少輔教時<sup>5</sup>

遠江七郎時基<sup>2</sup>

新田三河前司賴氏<sup>1</sup>

縫殿頭師連

美作兵衛藏人家教

城五郎左衛門尉重景

河越次郎經重

筑前四郎左衛門尉行佐

甲斐三郎左衛門尉爲成

土肥四郎實綱

善五郎左衛門尉康家

樺野四郎左衛門尉景氏

二宮彌次郎時元

六番<sup>2</sup>  
亥巳

越後守實時<sup>2</sup>

同四郎顯時<sup>1</sup>

後藤壹岐前司基政

武藤少卿景頼

上總前司長泰

佐渡五郎左衛門尉基隆<sup>2</sup>

壹岐新左衛門尉基賴

伊勢三郎左衛門尉頼綱

薩摩七郎左衛門尉祐能<sup>2</sup>

肥後新左衛門尉景氏

鎌田次郎兵衛尉行俊<sup>3</sup>

澁谷三郎太郎重村

早河次郎太郎祐泰

右。守次第。各可令參勤之狀。依仰所定如件。

正元二年正月日

文應1・1・20条

11晴。將軍家御祈禱始。和泉前司行方奉行之。又來九日可有御鞠始之由云々。而懸一本枯間。爲被仰下。可

注進交名之旨。行方傳仰於平岡左衛門尉實俊。仍注進之。其中被下御點訖。

刑部少輔

越前々司

遠江守

武藏五郎

秋田城介

出羽大夫判官

仰此人々。來九日可有御鞠始。懸一本。期日以前可尋進之由。被仰下之趣。被書下之。越州奉云々。

弘長1・1・5条

⑫今日。御所御鞠始也。廷尉三人列人數。所謂出羽大夫判官行有。大夫判官廣綱。大夫判官家氏等也。

爰刑部卿傾申云。上括雖有邂逅之例。非吉事。尤可有斟酌云々。而二條少將雅有申云。如兼元二年十二月二

日雅經卿記者。賴時白襖袴上括。凡檢非違使上括事。非常儀。蹴鞠之時無懼。後白河院御時。綱賴。知康上

括。當院御時。一藤判官重輔同又上之。然者有何事哉云々。是則出羽者就難波之訓。上野。足利者。隨二條

之說。二人長者。根元雖受一流之口傳。枝葉勘出兩樣之故實者歟。其邪正人難辨之云々。

”  
1・1・10条

⑬雨降。將軍家御騎馬。入御最明寺第一。覽弓鞠、競馬相撲等勝負。亦管絃詠歌以下有御遊宴等云々。

供奉人

足利大夫判官

越前々司

彈正少弼

尾張左近大夫

相摸三郎

遠江七郎

武藏五郎

秋田城介

宮内權大輔

後藤壹岐前司

武藤少卿

式部太郎左衛門尉

城六郎

信濃左衛門尉

薩摩七郎左衛門尉

步行

美作兵衛藏人

城九郎

和泉三郎左衛門尉

出羽七郎左衛門尉

武藤左衛門尉

周防五郎左衛門尉

遠江十郎左衛門尉

上總太郎左衛門尉

隱岐三郎左衛門尉

同四郎兵衛尉

佐々木壹岐三郎左衛門尉

<sup>1</sup> 信濃判官二郎左衛門尉

土肥四郎左衛門尉

甲斐三郎左衛門尉

肥後四郎左衛門尉

<sup>4</sup> 鎌田次郎左衛門尉

武石新左衛門尉

大泉九郎

中御所御方騎馬

<sup>7</sup> 刑部少輔

陸奥左近大夫將監

<sup>2</sup> 武藏左近大夫將監

<sup>7</sup> 遠江右馬助

<sup>3</sup> 民部權大輔

相摸七郎

<sup>1</sup> 和泉前司

木工權頭

<sup>1</sup> 佐々木壹岐前司

<sup>2</sup> 新田參河前司

<sup>2</sup> 城四郎左衛門尉

常陸二郎左衛門尉

步行

同十三日選御之時騎馬

大隅修理亮

城五郎左衛門尉

同十郎

周防四郎左衛門尉

上野太郎左衛門尉

伊勢二郎左衛門尉

大曾彌太郎左衛門尉

鎌田圖書左衛門尉

小野澤二郎

14御祈之時。爲大阿闍梨壇所可被點召宿所事。可被召鞠懸樹事。並被定其人數。

<sup>6</sup>越前々司

<sup>8</sup>刑部少輔

<sup>3</sup>武藏左近大夫將監

<sup>2</sup>新相摸三郎

<sup>6</sup>秋田城介

<sup>1</sup>上野大夫判官

15天晴。爲和泉前司行方奉行。被定旬御鞠之奉行。皆是所被撰堪能也云々。

正月 四月 七月 十月

上旬

<sup>1</sup>冷泉中將隆茂朝臣

<sup>8</sup>右馬助清時

<sup>3</sup>出羽前司長村

中旬

” 1・7・12条

” 1・11・11条

越前々司時廣<sup>7</sup>

中務權少輔重教<sup>2</sup>

備中守行有<sup>4</sup>

下旬

足利大夫判官家氏<sup>3</sup>

武藏五郎時忠<sup>4</sup>

下野左衛門尉景綱<sup>2</sup>

二月 五月 八月 十一月

上旬

二條少將雅有朝臣<sup>4</sup>

刑部少輔時基<sup>4</sup>

後藤壹岐前司基政<sup>1</sup>

中旬

彈正少弼業時<sup>3</sup>

越後四郎顯時<sup>2</sup>

佐渡大夫判官基隆<sup>3</sup>

下旬

左近大夫將監時村<sup>3</sup>

三河前司頼氏<sup>3</sup>

周防左衛門尉忠景<sup>3</sup>

三月 六月 九月 十二月

上旬

二條侍從基長<sup>1</sup>

相摸三郎時輔<sup>3</sup>

佐々木壹岐前司泰綱<sup>2</sup>

中旬

中務權大輔教時<sup>9</sup>

秋田城介泰盛<sup>7</sup>

信濃判官時清<sup>2</sup>

下旬

左近大夫將監公時<sup>3</sup>

木工權頭親家<sup>3</sup>

城四郎左衛門尉時盛<sup>3</sup>

16 霽。可有御所御鞠始之由。依有其催。數輩參上之處。依風烈一人々退出畢。

文永 2 . 1 . 14 条  
" 3 . 1 . 10 条

17 天晴。午刻地震。今日御鞠始。將軍家令立御。薄香狩衣土御門大納言。布衣二條三位教定卿。布衣同少將雅有朝

臣。布衣。上中務權大輔教時。越前々司時廣。右馬助清時木工權頭親家。備中守行有。武藤左衛門尉賴泰。加藤左

衛門尉景經。鎌田次郎左衛門尉行俊。内記左衛門尉。同兵衛三郎。已上凡十六人也。及晚頭。被行垵飯。

" 2 . 1 . 15 条

18 霽。未剋雨降。酉剋屬晴。依將軍家蚊觸事。今日御鞠始延引。戌剋。被行彗變御祈。(下略)

19 天晴。此間。刑部卿宗教朝臣就蹴鞠事。作一卷勸狀。將軍家密々被召出覽之。是去文應二年正月十日御鞠始之日。當職廷尉出羽行有。上野廣綱。足利家氏等列其庭。廣綱。家氏上括之間。此朝臣當日頗傾申之處。同八月十九日旬御鞠。廣綱重上之。而經年序之訖。見其三輩之吉凶。比彼數代之例證。故草之云々。載于狀之趣者。蓬宮仙洞之間。云供奉臨幸之臣。云參候蹴鞠之輩。專禮之時。無上括之儀。淳和天皇御宇天長元年。被始置使廳以降。爲廷尉者。天子昇霞。九重之廻祿騷動。獄舍巡見等日。依爲楚忽之儀上之。此外之時。上括之輩先規多以非吉事。所謂後白河法皇御時安元治業之比。康賴。信房上之。同意于成親卿之謀叛。共配流出家。壽永元曆之比。知康。光經上之。光經者。木曾合戰。於其場失命。知康者。遂坐事出家。順德院御時承久之比。康光。宗仲上之。同二年後鳥羽法皇熊野山臨幸之時。光俊朝臣于時朝負佐上之。同三年洛中洪滅。彼朝臣。并康光。宗仲等果出家遁世。後堀河院御時。繁茂。行綱上之。天福元年有漢壁門院御事。同二年鎌姑射山崩御。四條院御宇嘉禎之比。光業上之。無程出家早世。同仁治之比。行親。行盛上之。至尊晏駕。其後。行盛依准后事出家。當代。知親上之。于時寶治之曆果然胡寇從境起云々。 " 3 · 3 · 29 条

四

先ず、右に掲げた『吾妻鏡』所見の蹴鞠記事に登場する諸人物の、各將軍記に於ける有り様に就き、之を登場事例



- 9 ⑨ 伯耆少將(濟基) (藤原氏) ..... ②④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 10 ⑩ 善(隼人)佐康清入道 (三善氏) ..... ⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 11 ⑪ 細野(四郎)兵衛尉 (細野氏) ..... ②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 12 ⑫ 六位進(盛景) (姓不詳) ..... ②⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 13 ⑬ 大官令(大膳大夫)廣元 (中原氏) ..... ④⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 14 ⑭ 若宮三位房(定噓) (姓不詳) ..... ③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 15 ⑮ 江馬太郎主(殿) (北條氏) ..... ⑥⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 16 ⑯ 掃部頭(親能)入道 (中原氏) ..... ⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 17 ⑰ 比企右衛門尉(能員) (比企氏) ..... ②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 18 ⑱ 鶴岳別當阿闍梨(尊噓) (姓不詳) ..... ②①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 19 ⑲ 稻木五郎 (稻木氏) ..... ②⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 20 ⑳ 壹岐判官知康 (藤原氏) ..... ②⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 21 ㉑ 少將法眼觀清 (姓不詳) ..... ⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 22 ㉒ 金持右衛門尉 (金持氏) ..... ⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 23 ㉓ 江馬四郎殿 (北條氏) ..... ⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 24 ㉔ 民部兼行光 (二階堂氏) ..... ⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

25 ②①中野五郎能成〈中野氏〉……………⑫の一例

26 ②相摸守重頼〈姓不詳〉……………⑭の一例

27 ②①右近大夫將監親廣〈源氏〉……………⑳の一例

合計二七名・二三八例

実朝將軍記

1 ①將軍家(實朝)〈源氏〉……………①⑤⑥⑦の四例

2 ①仙洞(後鳥羽上皇)〈皇族〉……………②③⑧⑨の四例

3 ①武州時房相州)〈北條氏〉……………④⑤⑧⑨の四例

4 ④親廣〈源氏〉……………①の一例

5 ④季時〈中原氏〉……………①の一例

6 ④按察卿(藤原泰通)〈藤原氏〉……………②の一例

7 ④大夫屬入道(三善氏)……………③の一例

8 ④大輔房源性(姓不詳)……………③の一例

9 ④刑部卿宗長(藤原氏)……………③の一例

- 10 ④越後少將範茂（藤原氏）……………③の一例
- 11 ④寧王（姓不詳）……………③の一例
- 12 ④醫王（姓不詳）……………③の一例
- 13 ④山柄（姓不詳）……………③の一例
- 14 ④行景（紀氏）……………③の一例
- 15 ④匠作泰時（北條氏）……………⑤の一例
- 16 ④重胤（東氏）……………⑤の一例
- 17 ④朝盛（和田氏）……………⑤の一例
- 18 ④朝直（北條氏）……………⑤の一例
- 19 ④坊門新黃門忠信（藤原氏）……………7の一例

合計一九名・二八例

頼経将軍記

- 1 ①相摸（四郎）式部大夫（朝直）（北條氏）……………②③の二例
- 2 ①小山五郎右左衛門尉（長村）（小山氏）……………②③の二例

- 3 ③ 相摸三郎入道(資時) (北條氏) ..... ②の一例
- 4 ③ 周防前司(親實) (藤原氏) ..... ②の一例
- 5 ③ 肥田八郎(宗直) (肥田氏) ..... ②の一例
- 6 ③ 備中法橋定尊 (姓不詳) ..... ②の一例
- 7 ③ 後藤大夫判官基綱 (後藤氏) ..... ③の一例
- 8 ③ 陸奥式部大夫政村 (北條氏) ..... ③の一例
- 9 ③ 前民部少輔(親實) 《三條》藤原氏 ..... ③の一例
- 10 ③ 駿河前司(義村) 《三浦氏》 ..... ③の一例
- 11 ③ 伊東大夫判官(祐時) (伊東氏) ..... ③の一例
- 12 ③ 駿河大夫判官(光村) 《三浦氏》 ..... ③の一例
- 13 ③ 上野七郎左衛門尉(朝光) (結城氏) ..... ③の一例
- 14 ③ 上野五郎(重光) (結城氏) ..... ③の一例
- 15 ③ 武田六郎(信長) (武田氏) ..... ③の一例
- 16 ③ 相州時房 (北條氏) ..... ③の一例
- 17 ③ 武州泰時 (北條氏) ..... ③の一例
- 18 ③ 陸奥掃部助(實時) (北條氏) ..... ④の一例

合計一八名・二〇例

頼嗣將軍記

- 1 ①左親衛(相州・時頼)〔北條氏〕……………1 4 5 ⑥ ⑦の五例
- 2 ②難波少將(羽林・宗教朝臣)〔難波氏〕……………1 ③ 4 5の四例
- 3 ③熊王丸(山柄  
子息)〔姓不詳〕……………② ⑥ ⑦の三例
- 4 ③尾張前司(時章)〔北條氏〕……………③ ⑥ ⑦の三例
- 5 ⑤將軍家(頼嗣)〔九條〕藤原氏……………③ ⑥の二例
- 6 ⑤武藤左衛門尉(景頼)〔武藤氏〕……………③ ⑥の二例
- 7 ⑤二條侍從(少將・教定・朝臣)〔二條〕藤原氏……………⑥ ⑦の二例
- 8 ⑤秋田城介(義景)〔安達氏〕……………⑥ ⑦の二例
- 9 ⑤鹽飽左近大夫(入道)〔信貞〕〔鹽飽氏〕……………⑥ ⑦の二例
- 10 ⑤二條少將(兼教朝臣)〔二條〕藤原氏……………⑥ ⑦の二例
- 11 ⑤大夫(雅有)〔二條〕藤原氏……………⑥ ⑦の二例
- 12 ⑤後藤左衛門尉(説尚)〔後藤氏〕……………⑥ ⑦の二例

- 13 ⑤尾張少將清基朝臣（藤原氏）……………⑥⑦の二例
- 14 ⑤兵衛佐忠時（姉小路氏）……………⑥⑦の二例
- 15 ⑤陸奥掃部助實時（北條氏）……………⑥⑦の二例
- 16 ⑤行久（所氏）……………⑥⑦の二例
- 17 ⑤行信（姓不詳）……………⑥⑦の二例
- 18 ⑤資能（押立氏）……………⑥⑦の二例
- 19 ⑤仁俊（姓不詳）……………⑥⑦の二例
- 20 ⑤奥州重時（北條氏）……………⑥⑦の二例
- 21 ⑤前右馬權頭（政村）（北條氏）……………⑥⑦の二例
- 22 ⑤刑部大夫入道々々成（姓不詳）……………⑥⑦の二例
- 23 ⑤秋田城介義景（安達氏）……………⑥⑦の二例
- 24 ⑤後藤佐渡前司基綱（後藤氏）……………⑥⑦の二例
- 25 ⑤信濃民部大夫入道行盛（二階堂氏）……………⑥⑦の二例
- 26 ②山柄（姓不詳）……………②の一例
- 27 ③相摸右近大夫將監時定（北條氏）……………③の一例
- 28 ③武藏守（朝直）（北條氏）……………③の一例

- 29 ②⑥少輔左近大夫佐房（大江氏）……………③の一例
- 30 ②⑥上野大藏權少輔朝廣（結城氏）……………③の一例

合計三〇名・六一例

宗尊親王將軍記

- 1 ①中務權大輔(刑部少輔)教時（北條氏）……………⑤⑦⑧⑨ 10 11 ⑬ 14 15 ⑰の一〇例
- 2 ②將軍家(宗尊親王)（皇族）……………③⑤⑥⑦⑧⑨ ⑬ ⑰ 19の九例
- 3 ②遠江太郎(右馬助)清時（北條氏）……………⑤⑥⑦⑧⑨ 10 ⑬ 15 ⑰の九例
- 4 ④越前々司(式部大夫)時廣（北條氏）……………⑥⑨ 10 11 ⑬ 14 15 ⑰の八例
- 5 ⑤秋田城介九郎泰盛（安達氏）……………①③ 10 11 ⑬ 14 15の七例
- 6 ⑤土御門中(大納言)顯方（源氏）……………①③⑤⑥⑦⑧⑰の七例
- 7 ⑤難波刑部卿宗教朝臣（難波氏）……………②③⑤⑥⑧⑫ 19の七例
- 8 ⑧出羽大夫判官(備中守)行有（二階堂氏）……………10 11 ⑫ 15 ⑰ 19の六例
- 9 ⑨相摸守(相州禪門(室))時頼（北條氏）……………①②③⑦ 10の五例
- 10 ⑨結城上野五郎兵衛尉(大夫判官)廣綱（結城氏）……………③⑧ 10 ⑫ 19の五例

- 11 ⑨ 鎌田次郎左衛門尉行俊 (鎌田氏) ..... ⑤ ⑥ 10 ⑬ ⑰ の五例
- 12 ⑨ 二條少將侍從雅有朝臣 (二條) 藤原氏 ..... ⑥ ⑦ ⑫ 15 ⑰ の五例
- 13 ⑬ 木工權頭親家 (藤原氏) ..... ⑤ 10 15 ⑰ の四例
- 14 ⑬ 刑部少輔時基 (北條氏) ..... ⑤ 10 ⑬ 15 の四例
- 15 ⑬ 武藤左衛門尉頼泰 (武藤氏) ..... ⑥ 10 ⑬ ⑰ の四例
- 16 ⑬ 武藏五郎時忠 (北條氏) ..... 10 11 ⑬ 15 の四例
- 17 ⑬ 和泉前司行方 (二階堂氏) ..... 10 11 ⑬ 15 の四例
- 18 ⑬ 足利大夫判官家氏 (足利氏) ..... ⑫ ⑬ 15 19 の四例
- 19 ⑱ 右馬權頭(相州)政村朝臣 (北條氏) ..... ① ③ 9 の三例
- 20 ⑱ 陸奥掃部助(越州)實時 (北條氏) ..... ① 10 11 の三例
- 21 ⑱ 上野十郎朝村 (結城氏) ..... ① ⑧ 10 の三例
- 22 ⑱ 工藤二(三)郎右左衛門尉光泰 (工藤氏) ..... ① ③ 10 の三例
- 23 ⑱ 小山(出羽前司)長村 (小山氏) ..... ③ 10 15 の三例
- 24 ⑱ 薩摩七郎左衛門尉祐能 (伊東氏) ..... ⑤ 10 ⑬ の三例
- 25 ⑱ 佐渡五郎左衛門尉大夫判官基隆 (後藤氏) ..... ⑥ 10 15 の三例
- 26 ⑱ 武藏左近大夫將監時仲 (北條氏) ..... ⑦ ⑬ 14 の三例

|    |                           |            |    |    |     |     |
|----|---------------------------|------------|----|----|-----|-----|
| 27 | ① <sup>9</sup> 城四郎左衛門尉時盛  | 〔安達氏〕      | 10 | ⑬  | 15  | の三例 |
| 28 | ① <sup>9</sup> 彈正少弼業時     | 〔北條氏〕      | 10 | ⑬  | 15  | の三例 |
| 29 | ① <sup>9</sup> 尾張左近大夫將監公時 | 〔北條氏〕      | 10 | ⑬  | 15  | の三例 |
| 30 | ① <sup>9</sup> 相摸三郎時輔     | 〔北條氏〕      | 10 | ⑬  | 15  | の三例 |
| 31 | ① <sup>9</sup> 周防五郎左衛門尉忠景 | 〔島津氏〕      | 10 | ⑬  | 15  | の三例 |
| 32 | ① <sup>9</sup> 新相摸三郎      | 〔左近大夫將監〕時村 | 10 | 14 | 15  | の三例 |
| 33 | ① <sup>9</sup> 新田三河前司頼氏   | 〔新田氏〕      | 10 | ⑬  | 15  | の三例 |
| 34 | ① <sup>9</sup> 二條少中將兼教朝臣  | 〔二條〕藤原氏    | ①  | ③  | の二例 |     |
| 35 | ① <sup>9</sup> 三村左衛門尉時親   | 〔三村氏〕      | ①  | ③  | の二例 |     |
| 36 | ① <sup>9</sup> 出羽前司行義     | 〔二階堂氏〕     | ③  | ⑤  | の二例 |     |
| 37 | ① <sup>9</sup> 下野前司泰綱     | 〔宇都宮氏〕     | 4  | ⑤  | の二例 |     |
| 38 | ① <sup>9</sup> 二條三位教定卿    | 〔藤原氏〕      | ⑤  | ⑬  | の二例 |     |
| 39 | ① <sup>9</sup> 中務權少輔重教    | 〔姓不詳〕      | ⑥  | 15 | の二例 |     |
| 40 | ① <sup>9</sup> 花山院宰相中將長雅卿 | 〔花山院〕藤原氏   | ⑧  | 9  | の二例 |     |
| 41 | ① <sup>9</sup> 下野四郎左衛門尉景綱 | 〔宇都宮氏〕     | 10 | 15 | の二例 |     |
| 42 | ① <sup>9</sup> 加藤左衛門尉景經   | 〔加藤氏〕      | 10 | ⑬  | の二例 |     |

- 43 ③④越後四郎顯時〈北條氏〉……………10 15の二例
- 44 ③④知康〈藤原氏〉……………⑫ 19の二例
- 45 ③④信濃左衛門尉判官時清〈佐々木氏〉……………⑬ 15の二例
- 46 ③④佐々木壹岐前司泰綱〈佐々木氏〉……………⑬ 15の二例
- 47 ④⑦所右衛門尉行久〈所氏〉……………1の一例
- 48 ④⑦瀧口兵衛尉行信〈姓不詳〉……………1の一例
- 49 ④⑦東中務少輔胤重〈東氏〉……………1の一例
- 50 ④⑦武藏守北條朝直〈北條氏〉……………3の一例
- 51 ④⑦紀瀧口行宣〈紀氏〉……………3の一例
- 52 ④⑦下野法橋仁俊〈姓不詳〉……………3の一例
- 53 ④⑦尾張前司北條時章〈北條氏〉……………3の一例
- 54 ④⑦佐渡前司後藤基綱〈後藤氏〉……………3の一例
- 55 ④⑦秋田城介義景〈安達氏〉……………3の一例
- 56 ④⑦前太宰少貳爲佐〈藤原氏〉……………3の一例
- 57 ④⑦行惠入道〈二階堂氏〉……………5の一例
- 58 ④⑦仁和寺三位顯氏《六條》藤原氏……………5の一例

|    |                          |        |
|----|--------------------------|--------|
| 59 | ④7 能清朝臣 《二條》 藤原氏         | 5 の一例  |
| 60 | ④7 範忠朝臣 (姓不詳)            | 5 の一例  |
| 61 | ④7 範方 (姓不詳)              | 5 の一例  |
| 62 | ④7 一條侍從定氏 《二條》 藤原氏       | 6 の一例  |
| 63 | ④7 前讚岐守忠時朝臣 (姓不詳)        | 6 の一例  |
| 64 | ④7 周防前司忠綱 (島津氏)          | 6 の一例  |
| 65 | ④7 兵衛佐忠時 《姉小路》 藤原氏       | 7 の一例  |
| 66 | ④7 賢寂 (姓不詳)              | 8 の一例  |
| 67 | ④7 武州長時 (北條氏)            | 9 の一例  |
| 68 | ④7 遠江次郎時通 (北條氏)          | 9 の一例  |
| 69 | ④7 平岡左衛門尉實俊 (平岡氏)        | 11 の一例 |
| 70 | ④7 遠江守光盛 (伊賀氏)           | 11 の一例 |
| 71 | ④7 頼時 (姓不詳 引用<br>書籍所見人物) | 12 の一例 |
| 72 | ④7 綱頼 (姓不詳)              | 12 の一例 |
| 73 | ④7 一臈判官重輔 (姓不詳)          | 12 の一例 |
| 74 | ④7 上野大夫判官重光 (結城氏)        | 14 の一例 |

|    |                  |    |    |
|----|------------------|----|----|
| 75 | ④冷泉中將隆茂朝臣《冷泉》藤原氏 | 15 | 一例 |
| 76 | ④後藤壹岐前司基政《後藤氏》   | 15 | 一例 |
| 77 | ④二條侍從基長《二條》藤原氏   | 15 | 一例 |
| 78 | ④日記左衛門尉《日記氏》     | 17 | 一例 |
| 79 | ④日記兵衛三郎《日記氏》     | 17 | 一例 |
| 80 | ④康賴《平氏》          | 19 | 一例 |
| 81 | ④信房《姓不詳》         | 19 | 一例 |
| 82 | ④光經《藤原氏》         | 19 | 一例 |
| 83 | ④康光《姓不詳》         | 19 | 一例 |
| 84 | ④宗仲《姓不詳》         | 19 | 一例 |
| 85 | ④光俊朝臣《葉室》藤原氏     | 19 | 一例 |
| 86 | ④繁茂《姓不詳》         | 19 | 一例 |
| 87 | ④行綱《姓不詳》         | 19 | 一例 |
| 88 | ④光業《姓不詳》         | 19 | 一例 |
| 89 | ④行親《金窪氏》         | 19 | 一例 |
| 90 | ④行盛《二階堂氏》        | 19 | 一例 |

合計九一名・二一八例

之に依れば、頼家將軍記には合計二十七名・二三八例が見られ、此等の諸人士中、事例数では北條五郎時連・時房の二九例が最も多く、紀内所行景が二七例で其れに次ぎ、以下、比企彌四郎・大輔房源性両者共に二四例→將軍家源頼家（三例）→富部五郎・加賀房義印両者共に二二例→肥田（多）八郎（二九例の順に続き、以下、三例以上が伯耆少將濟基（九例、三善康清入道（七例、細野四郎（六例、六位進盛景（四例、中原廣元（三例の五名、二例以下が一四名、二例・一例が共に七名宛）となつてゐる。之を以て、其等事例数の優越順次に於いて、首位の北條五郎時連・時房より八位の肥田（多）八郎までの八名の合計事例数が一八八例となるので、此の八名の合計事例数（一八八例）は、同將軍記に於ける全事例数（二三八例）の約七九、〇％を占めていることになり、以て此等首位より八位までに位置する人士等の占める事例合計数が如何に卓越しているかを知り得るのである。

如で、上述した同將軍記に於ける二七名・二三八例に就いての員数と事例数とを氏族別に観てみるに、

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 北條氏 | ……………1（二九例）、15（二例）、23（一例）の合計三名・三二例 |
| 比企氏 | ……………3（二四例）、17（二例）の合計二名・二六例        |
| 源氏  | ……………5（三三例）、27（一例）の合計二名・二四例        |
| 藤原氏 | ……………9（九例）、20（二例）の合計二名・一一例         |
| 中原氏 | ……………13（三例）、16（二例）の合計二名・五例         |

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 紀氏     | ..... | 2(二七例)の合計一名・二七例   |
| 富部氏    | ..... | 6(二一例)の合計一名・二二例   |
| 肥田(多)氏 | ..... | 8(一九例)の合計一名・一九例   |
| 三善氏    | ..... | 10(七例)の合計一名・七例  |
| 細野氏    | ..... | 11(六例)の合計一名・六例  |
| 稲木氏    | ..... | 19(二例)の合計一名・二例  |
| 金持氏    | ..... | 22(二例)の合計一名・二例  |
| 二階堂氏   | ..... | 24(二例)の合計一名・一例  |
| 中野氏    | ..... | 25(二例)の合計一名・一例  |
| 姓不詳者   | ..... | 4(二四例)、7(二一例)、12(四例)、14(二例)、18(二例)、<br>21(一例)、26(一例)の合計七名・五五例 |

となり、出自明確者に就いての氏族別員数(三名で、合計二七)と、其の事例数(八例の約二三四%)との双方に於いて最も

卓越しているのは、北條氏であるが、出自不明確者、即ち姓不詳者をも含めた全体より観ると、此の姓不詳者が、

員数(七名で、合計二七)と事例数(五五例で、合計三三)との双方に於いて、共に北條氏の卓越さを遙かに凌駕しているのは固

よりのこと、其の七名中五名(印附加の五名が其れであり、其の事例合計数たる五五例は、全事例合計数三三八例の約二二二%)までが、僧籍者であることを知り得るので

ある。

次に、実朝將軍記に就いてみるに、同將軍記には合計一九名・二八例が見られ、此等の諸人士中、事例数の上で最も優越しているのは、將軍家実朝、仙洞後鳥羽上皇、北條時房の三名であり、其の事例数は、共に各々四例宛である。而して残余の一六名(全一九名中の約八四二%)の事例数が総て各々一例宛と謂うことで、同將軍記には、取り分け、多くの事例数を有する者が認められぬこととなるのである。然り乍ら、事例数は決して多いとは言えないが、既述した頼家將軍記に於いて最も多くの事例数を有する北條五郎(時連・時房)が、茲に取り上げている実朝將軍記に於いても亦、最も多くの事例数を有する者の一人として登場しているのも、大いに留意されてよいことであろう。

處で、実朝將軍記に於ける一九名・二八例に就いての員数と事例数とを氏族別に観てみるに、

|     |                 |
|-----|-----------------|
| 藤原氏 | 6 9 10 19の四名・四例 |
| 北條氏 | 3 15 18の三名・三例   |
| 源氏  | 1 4の二名・二例       |
| 皇族  | 2の一名・一例         |
| 中原氏 | 5の一名・一例         |
| 三善氏 | 7の一名・一例         |
| 紀氏  | 14の一名・一例        |
| 東氏  | 16の一名・一例        |
| 和田氏 | 17の一名・一例        |

姓不詳者……………8 11 12 13の四名・四例

となり、藤原氏の四名・四例が最も多く、北條氏の三名・三例が其れに次ぎ、以下、源氏(二名・二例)↓皇族(此れ以下は、六氏族)の順に続き、矢張り、当実朝將軍記に於いても、姓不詳者四名・四例の員数と事例数とが共に他余の(で各々一名・一例宛)の順に続き、殆どの諸氏族(但し、事例数最多の藤原氏の四名・四例と同じではあるが)の其等よりも上廻っていることも亦、既述した頼家將軍記に於けると同一の記載事象と言い得よう。

次に、頼経將軍記に就いてみるに、同將軍記には合計一八名・二〇例が見られ、此等の諸人士中、相摸四郎(朝直・小山五郎右衛門尉(長村)両者の各二例宛と謂うのが最多の員数と事例数とである。従つて残余の一六名(全一八名中の約八九〇%)の事例数は、全て一例宛と謂うことになる。斯うした蹴鞠行事開催関係者として登場する諸人士達に就いての員数と事例数とに於ける格差の尠なさは、前述した頼家・実朝両將軍記而已ならず、後述する頼嗣・宗尊親王両將軍記にも見られぬ記載事象として旁々注意しておきたい点である。

処で、当頼経將軍記に於ける一八名・二〇例に就いての員数と事例数とを氏族別に観てみるに、

- 北條氏……………1 3 8 16 17 18の六名・六例
- 藤原氏……………4 9の二名・二例
- 三浦氏……………10 12の二名・二例
- 結城氏……………13 14の二名・二例
- 小山氏……………2の一名・一例

肥田(多)氏 ..... 5の一名・一例  
 後藤氏 ..... 7の一名・一例  
 伊東氏 ..... 11の一名・一例  
 武田氏 ..... 15の一名・一例  
 姓不詳者 ..... 6の一名・一例

となり、北條氏が六名・六例で最も多く、藤原・三浦・結城の三氏族が各二名・各二例宛で其れに次ぎ、以下、小山・肥田(多)・後藤・伊東・武田の五氏族及び姓不詳者が共に各一名・各一例宛の順に続いて、北條氏の員数と事例数とが各々最も多いこと。又、姓不詳者の一名・一例が全一八名・二〇例に占める百分比は、前者で約五、六%、後者で五、〇%となり、此の少なさの度合は、前述した頼家・実朝両將軍記や後述する頼嗣・宗尊親王両將軍記に於ける其等よりも尚、一層顕著であること、等を知り得るのである。

次に、頼嗣將軍記に就いてみるに、同將軍記には合計三〇名・六二例が見られ、此等の諸人士中、左親衛(相州・時頼)の一名・五例と謂うのが最も多く、難波少將宗教が一名・四例で其れに次ぎ、以下、熊王(丸)・尾張前司(時幸)兩者(共に各三例宛)→將軍家頼嗣以下二一名(共に各一名、各二例宛)→山柄以下五名(共に各一名、各一例宛)の順に続いている。

又で、当頼嗣將軍記に於ける三〇名・六二例に就いての員数と事例数とを氏族別に観てみるに、

北條氏 ..... 1(五例)、4(三例)、15(二例)、20(二例)、21(二例)、27(二例)、28(一例)の七名・一六例  
 藤原氏 ..... 5(二例)、7(二例)、10(二例)、11(二例)、13(二例)の五名・一〇例

|      |  |
|------|--|
| 安達氏  | 8(二例)、23(二例)の二名・四例                       |
| 後藤氏  | 12(二例)、24(二例)の二名・四例                      |
| 難波氏  | 2(四例)の一名・四例                              |
| 武藤氏  | 6(二例)の一名・二例                              |
| 鹽飽氏  | 9(二例)の一名・二例                              |
| 姉小路氏 | 14(二例)の一名・二例                             |
| 所氏   | 16(二例)の一名・二例                             |
| 押立氏  | 18(二例)の一名・二例                             |
| 二階堂氏 | 25(二例)の一名・二例                             |
| 大江氏  | 29(二例)の一名・一例                             |
| 結城氏  | 30(二例)の一名・一例                             |
| 姓不詳者 | 3(三例)、17(二例)、19(二例)、22(二例)、26(二例)の五名・一〇例 |

となり、北條氏の七名・一六例が最も多く、藤原氏の五名・一〇例が其れに次ぎ、以下、安達・後藤両氏  
(両氏共、各二名・各四例宛) ↓ 難波氏(一名・四例) ↓ 武藤氏以下六氏(六氏共、各一名・各二例宛) ↓ 大江氏以下二氏(二氏共、各一名・各二例宛)の順に続き、姓不詳者  
は五名・一〇例で、上述の藤原氏の員数・事例数と同じである。従つて当將軍記に於ける姓不詳者の員数と事例数  
とは、安達氏以下一一氏族の孰れに於ける其等よりも遙かに優越しており、而して其等員数と事例数の中、取り分

け、後者、即ち事例数(一〇例)の、全事例数(六二例)に占める百分比(約一六、一%)に關しては、頼家將軍記以下の五將軍記中、既述した頼家將軍記に於ける其れ、即ち事例数(五五例)の、全事例数(三三八例)に占める百分比(約三三、一%)に次ぐ高さを有している、と言えるのである。

最後に、宗尊親王將軍記に就いてみるに、中務權大輔(刑部少輔)教時が一名・一〇例で最も多く、將軍家宗尊親王・遠江太郎(右馬助)清時両者が共に各九例宛で其れに次ぎ、以下、越前々司(式部大夫)時廣(一名、八例)、秋田城介九郎泰盛以下三名(共に各七例宛)、出羽大夫判官(備中守)行有(一名、六例)、相摸守(相州禪門)憲時(以下四名、共に各五例宛)、木工權頭親家以下六名(共に各四例宛)、右馬權頭(相州)政村以下二五名(共に各三例宛)、二條少(中)將兼教以下二三名(共に各二例宛)、所右衛門尉行久以下四五名(共に各一例宛)となつてゐる。斯うしたことから、例えば、五例以上の事例数を有する員数(二名)は、全員数(九一名)の約一三、二%を占めてゐるので、四例以下の事例数を有する員数(七九名)は、全員数(九一名)の約八六、八%を占めてゐる勘定になる。然も、此の四例以下の事例数を有する員数(七九名)の中に在つても、一例と謂う事例数の最も尠ない員数(四五名)は、約五七、〇%、即ち約六割弱を占めてゐるのである。以て當將軍記に在つては、事例少数者が如何に多いかを知り得ると共に、同將軍記にみる蹴鞠行事開催関係者の全員数は、九一名を算え、此れの各一年当りにみる平均員数は、約七、八六名となり、此の数値は、頼家將軍記以下の五將軍記に在つて最も多いものであることを併せて明らかにし得るのである。

處で、當將軍記に於ける九一名・二二八例に就いての員数と事例数とを氏族別に觀てみるに、

北條氏……………1(一〇例)、3(九例)、4(八例)、9(五例)、14(四例)、16(四例)、19(三例)、20(三例)、26

|      |  |
|------|--|
| 藤原氏  | 12(五例)、13(四例)、34(三例)、38(二例)、40(二例)、44(二例)、56(一例)、58(一例)、59(一例)、62(一例)、65(一例)、75(二例)、77(二例)、82(二例)、85(二例)の一五名・二六例 |
| 二階堂氏 | 8(六例)、17(四例)、36(二例)、57(一例)、90(二例)の五名・一四例   |
| 安達氏  | 5(七例)、27(三例)、55(一例)の三名・一一例   |
| 結城氏  | 10(五例)、21(三例)、74(二例)の三名・九例   |
| 後藤氏  | 25(三例)、54(二例)、76(二例)の三名・五例   |
| 島津氏  | 31(三例)、64(一例)の二名・四例  |
| 宇都宮氏 | 37(二例)、41(二例)の二名・四例  |
| 佐々木氏 | 45(二例)、46(二例)の二名・四例  |
| 日記氏  | 78(一例)、79(一例)の二名・二例  |
| 皇族   | 2(九例)の一名・九例  |
| 源氏   | 6(七例)の一名・七例  |
| 難波氏  | 7(七例)の一名・七例  |
| 鎌田氏  | 11(五例)の一名・五例   |

|      |  |
|------|--|
| 武藤氏  | 15(四例)の一名・四例   |
| 足利氏  | 18(四例)の一名・四例   |
| 工藤氏  | 22(三例)の一名・三例   |
| 小山氏  | 23(三例)の一名・三例   |
| 伊東氏  | 24(三例)の一名・三例   |
| 新田氏  | 33(三例)の一名・三例   |
| 三村氏  | 35(二例)の一名・二例   |
| 加藤氏  | 42(二例)の一名・二例   |
| 所氏   | 47(二例)の一名・二例   |
| 東氏   | 49(二例)の一名・二例   |
| 紀氏   | 51(二例)の一名・二例   |
| 平岡氏  | 69(二例)の一名・二例   |
| 伊賀氏  | 70(二例)の一名・二例   |
| 平氏   | 80(二例)の一名・二例   |
| 金窪氏  | 89(二例)の一名・二例   |
| 姓不詳者 | 39(二例)、48(二例)、52(二例)、60(二例)、61(二例)、63(二例)、66(二例)、71(二例)、72 |

(一例)、73(二例)、81(二例)、83(二例)、84(二例)、86(二例)、87(二例)、88(二例)、91(一  
例)の一七名・一八例

となり、此等二九氏族中、員数・事例数双方共に最も卓越するのは、北條氏(一八名・六七例)であり、藤原氏(二五名・二六例)が其れに次ぎ、以下、二階堂氏(五名・一四例)となるが、更に、此等三氏族に続く二六氏族の員数と事例数とを觀てみるに、員数が三名は、安達・結城・後藤の三氏族、二名は島津・宇都宮・佐々木・日記の四氏族、一名は皇族以下一九氏族である。事例数が一一事例は一氏族、九・七・五の各事例は共に二氏族、四事例は共に五氏族、三事例は共に四氏族、二事例は共に二氏族、一事例は共に七氏族である。此れが当宗尊親王將軍記の蹴鞠行事開催關係記事にみる当該行事開催關係者の員数及び事例数と、其の所屬氏族別の其等に就いての有り様であり、斯うしたことから、当該記事事例の様態としては、一氏族当りの員数が一名、一氏族当りの事例数も亦一例と謂うのが、各々最も多いケースであることを明らかにし得るのである。

尚、当宗尊親王將軍記には姓不詳者が一七名(全員数たる九一  
名の一八七%)・一八例(全事例数たる二  
一八例の八三%)見られるが、賴家將軍記以下の五將軍記の各々に於ける姓不詳者の員数と事例数の、全員数と全事例数に占める百分比をみるに、當將軍記に於ける其等は、前者、即ち員数では、賴家將軍記約二五・九%、実朝將軍記約二二・一%に次ぎ、後者、即ち事例数では、賴家將軍記約二三・一%、賴嗣將軍記約一六・一%、実朝將軍記約一四・三%に次ぐ位置に各々存在することを指摘し得るのである。

上來の作業に依り、賴家將軍記以下の五將軍記に所見される蹴鞠行事開催關係者に就いて、其の員数や事例数、更

表二

|  |                            |                             |
|--|----------------------------|-----------------------------|
| 頼家   | 將軍記                        |                             |
| 5,67年  | 叙述対象<br>期間                 | 諸事項                         |
| 27<br>4,76<br>②  | 員数<br>1年当りの員数<br>優越順次      |                             |
| 238<br>①42,0   | 事例数                        |                             |
| 北條時房(1名・29例)<br>紀内(所)行景(1名・27例)<br>比企彌四郎・大輔房源性(各1名・各24例)<br>將軍家源頼家(1名・23例)<br>富部五郎・加賀房義印(各1名・各21例) | 首位<br>二位<br>三位<br>四位<br>五位 | 個人別の員数合計数及び<br>事例数合計数の多寡・優劣 |
| 北條氏(3名・32例)<br>比企氏(2名・26例)<br>源氏(2名・24例)<br>藤原氏(2名・11例)<br>中原氏(2名・5例)                              | 首位<br>二位<br>三位<br>四位<br>五位 | 氏族別の員数合計数及び<br>事例数合計数の多寡・優劣 |
| 7名・55例<br>(約25,9%)(約23,1%)<br>① ①  | 員数・事例数<br>各々の百分比<br>優越順次   | 姓不詳者                        |

には件の関係者の所属氏族等を検覈し、以て些少なりとも新知見を提示し得たように思う。いま、其の所述の拠証に供した統計資料の一斑を理會し易い形に纏め直し、之を表二として掲げておくこととする。

| 頼 経   | 実 朝  |
|---|--|
| 25, 50年   | 16, 83年  |
| 18<br>0, 71<br>⑤                                      | 19<br>1, 13<br>④   |
| 20<br>⑤0, 78  | 28<br>④1, 66   |
| 北條朝直・小山長村(各2名・各2例)<br>北條資時以下16名(各1名・各1例)              | 將軍家源實朝・後鳥羽上皇・北條時房<br>(各3名・各4例)<br>源親廣以下16名(各1名・各1例)      |
| 北條氏(6名・6例)<br>藤原・三浦・結城三氏(各2名・各2例)<br>小山氏以下六氏(各1名・各1例) | 藤原氏(4名・4例)<br>北條氏(3名・3例)<br>源氏(2名・2例)<br>皇族以下六氏(各1名・各1例) |
| 1名・1例<br>(約5, 6%)(約5, 0%)<br>⑤ ⑤                      | 4名・4例<br>(約21, 1%)(約14, 3%)<br>② ③                       |

| 宗 尊 親 王  | 頼 嗣   |
|--|---|
| 11、58年   | 7、83年   |
| 91<br>7、86<br>①  | 30<br>3、83<br>③   |
| 218<br>②18、83  | 62<br>③7、92   |
| 北條教時(1名・10例)<br><br>將軍家宗尊親王・北條清時(各2名・各9例)<br><br>北條時廣(1名・8例)<br><br>安達泰盛・源顯方・難波宗教(各3名・各7例)<br><br>二階堂行有(1名・6例) | 北條時頼(1名・5例)<br><br>難波少將宗教(1名・4例)<br><br>熊王丸・北條時章(各2名・各3例)<br><br>將軍家藤原頼嗣以下21名(各1名・各2例)                        |
| 北條氏(18名・67例)<br><br>藤原氏(15名・26例)<br><br>二階堂氏(5名・14例)<br><br>安達氏(3名・11例)<br><br>結城氏(3名・9例)                      | 北條氏(7名・16例)<br><br>藤原氏(5名・10例)<br><br>安達・後藤兩氏(各2名・各4例)<br><br>難波氏(1名・4例)<br><br>武藤・鹽飽・姉小路・所・押立・二階堂六氏(各1名・各2例) |
| 17名・18例<br>(約18、7%)(約8、3%)<br>③ ④  | 5名・10例<br>(約16、7%)(約16、1%)<br>④ ②   |

既述の如く頼家将軍記以下の五将軍記には、数多の蹴鞠記事が登載されているが、中に就き、頼家将軍記に於ける当該記事には、(1)蹴鞠行事への参加者乃至関与者の各一年当りの平均載録事例数約四二・〇例、(2)然うした参加者乃至関与者の所属氏族に関し、(ア)其の参加者乃至関与者全員数に占める所属氏族不明確者、即ち姓不詳者全員数の百分比約二五・九%及び(イ)件の参加者乃至関与者全事例数に占める姓不詳者全事例数の百分比約三三・一%等の点で、他余の四将軍記に於ける其等の数値を遙かに凌駕していると謂う記載上の特異性が認知されるのである。而して斯うした頼家将軍記の蹴鞠行事開催記事にみる記載上の特異性は、更に左記の諸記載の有り様を考査することに依つても追認し得よう。即ち、

A、開催の有無に就いての記載      B、開催時刻・刻限に就いての記載      C、開催場所に就いての記載      D、

揚鞠回数に就いての記載      E、開催への批判や開催時に於ける諸状況・状態等に関わる特記事項に就いての記載

此等A〜Eなる諸事項に就いて分かり易く纏めて示した表三及び表四に基拠して、以下、A事項記載より順次説述してらる。

| 事例番号  | A、蹴鞠開催の有○印無 | B、蹴鞠開催時刻・刻限 | C、蹴鞠開催場所 | D、蹴鞠揚鞠回数 | E、蹴鞠開催への批判や開催時に於ける諸状況・状態等に関わる特記事項(先掲史料文中の傍・印部分の記載箇所) | E、蹴鞠関係記事所載条 |
|-------|-------------|-------------|----------|----------|--|-------------|
| 3     | ○           | 早且午剋以前      | 比企能員宅    |          |  | " 1・11・19条  |
| 2     | ○           |             | 比企能員宅南庭  |          |  | " 1・11・18条  |
| 1     |             |             | 永福寺      |          |  | 正治1・9・23条   |
| 頼家将軍記 |             |             |          |          |  |             |

表三

|  |   |         |         |         |        |        |        |         |         |
|--|---|---------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|---------|
|  | 12  | 11      | 10      | 9       | 8      | 7      | 6      | 5       | 4       |
|  | ○   | ○       | ○       | ○       |        |        | ○      |         | ○       |
|  |   |         | 早旦      |         |        |        | 申剋     |         | 晚景      |
|  |   | 御所      | 御所      | 御所      |        |        | 御所     |         | 大官令亭新造屋 |
|  |   | 七首      |         |         |        |        |        |         |         |
|  | <p>將軍家頼家は、凡そ政務を放抛し、連日、蹴鞠を専らにせられ、侍臣等は擧つて此の蹴鞠の道に心掛けていと謂う。</p> <p>幽玄の藝能たる蹴鞠が賞玩さるべきものであることを強く願うが、將軍家頼家は、爲政者として其の治政の現況を具に視ること無く、専ら蹴鞠に心を催している。これに対し將軍家頼朝は、其の存命中に百日間の濱邊遊びを固く決めていたが、天變が出来するや、御慎みに依り、其れを取り止めて、偏に世の平穩を冀い願う祈願を始められた。斯うした</p> |         |         |         |        |        |        |         |         |
|  | "   | "       | "       | "       | "      | "      | 建仁     | "       | "       |
|  | 1・9・22条   | 1・9・20条 | 1・9・15条 | 1・9・11条 | 1・9・9条 | 1・9・7条 | 1・7・6条 | 2・12・3条 | 2・6・16条 |



|  |    |         |    |   |    |
|--|----|---------|----|---|----|
| 27   | 26 | 25      | 24 | 23  | 22 |
| ○  | ○  | ○       | ○  | ○   | ○  |
| 申剋被 <sub>レ</sub> 始臨<br><small>昏黒</small> 事訖  |    | 秉燭之程    |    | 及 <sub>二</sub> 終日 <sub>一</sub>            |    |
| 御所   |    | 樹下      |    | 掃部頭親能入道<br>龜谷家持佛堂庭                        |    |
| 二百千<br>三百六十  |    | 百千      |    | 三百六十 二百五十<br>百二十三 百二十<br>百二十 二百四十<br>二百五十 |    |
| <p>燭火を乗る頃、將軍家頼家は、小鞠を召し寄せ、數百二十を揚げられた。行景は、其の様子を傍らで拝見して、頼家が蹴鞠に天骨を得給うことを頻りに感心申したと謂う。</p> <p>知康は、其の着する攸の直垂、帷等を解き、之を以て鞠庭の水を吸い取つた。此の爲事、時の逸興にして、人々は此れを感心した。又、知康は酒狂の餘りに、時連の爲人に就き、容儀といい、進退といい、拔群と謂うべしと評するも、其の實名を甚だ下劣なものなりと</p> |    |         |    |   |    |
| " "  |    | " "     |    | " "                                       |    |
| 2・6・25条  |    | 2・4・27条 |    | 2・4・13条                                   |    |
| 2・5・20条  |    |         |    | 2・3・14条                                   |    |
|  |    |         |    | 2・3・15条                                   |    |

|   |   |
|---|---|
| 30  | 29 28   |
| ○   | ○ ○   |
| 又、秉燭程以前、<br>其以降   | 朝晝夕   |
| 御所石御壺<br>屏中門内   |   |
| 百六十<br>百五十<br>二百三十  | 百千 四百五十<br>朝二百七十 百六十<br>晝二百八十 二百三十<br>夕百三十 三百九十<br>五百五十 |
| 將軍家が行景を招いて小鞠の勝負をされた。二三度蹴った後、行景に蹴り渡され、行景も亦、蹴り返した。之を幾度も行い、既に百五十回を蹴り上げた後、知康が座を立つて其の鞠を自ら故意に打ち落とした。此れは、頼家にも行景にも打ち落とす恥辱を免れせしめんが爲の計らひであつた。行景は政子の許へ参上し、女房を以て然うしたことを申上した。之を聞き政子は、知康の所爲を嘉賞して、頻りに入 | して、之を改名せしめるべく將軍家頼家へ進言した。之を承けて時連は、連の字を更え改めることを承諾したと謂う。   |
| " 2・9・15条   | " " 2・7・29条<br>2・9・10条                                  |

|         |         |        |         |         |   |        |         |
|---------|---------|--------|---------|---------|---|--------|---------|
| 37      | 36      | 35     | 34      | 33      |   | 32     | 31      |
| ○       | ○       | ○      | ○       | ○       |   | ○      | ○       |
|         |         |        |         |         |   |        |         |
|         | 隼人入道宅   | 隼人入道宅  | 善隼人入道宅  |         |   | 隼人入道宅  | 隼人入道宅   |
|         |         |        | 二百五十    |         |   |        |         |
|         |         |        | 百十      |         |   |        |         |
|         |         |        |         |         | 興せられたと謂う。   |        |         |
|         |         |        |         |         | 將軍家頼家の若君たる一幡君が鶴岳宮に奉幣されて、御神樂を行われた攸、八幡大菩薩から巫女を介しての託宣があつた。其れは、今年中に關東で事變が勃發するであろう。若君が家督を相續すべきではない。岸上の樹は、其の根が既に枯れている。人々は之に氣付かずに、其の樹の梢が縁になるのを待ち望んでいると謂うものである。爾後、頼家は隼人入道宅へ御行始をし、此処で御鞠始が有つたと謂う。 |        |         |
| "       | "       | "      | "       | "       |   | "      | "       |
| 3・4・21条 | 3・3・26条 | 3・3・4条 | 3・2・16条 | 3・1・20条 |   | 3・1・2条 | 2・10・8条 |

|                 |                |   |            |                                      |            |       |                |   |
|-----------------|----------------|---|------------|--------------------------------------|------------|-------|----------------|---|
| 6               | 5              | 4   | 3          | 2                                    | 1          | 実朝將軍記 | 合計             | 40 39 38                                |
| ○               |                |   |            | ○ <sub>京</sub>                       | ○          |       | 34<br>(61.82%) | ○ ○ ○                                   |
|                 |                |   |            |                                      |            |       | 10<br>(83.33%) |   |
| 幕府              |                |   |            | 宮別當坊<br>大炊御門<br><small>左相國御亭</small> | 壽福寺方丈并若    |       | 27<br>(56.25%) | 御所<br>隼人入道宅<br>鶴岡別當坊                    |
|                 |                |   |            |                                      |            |       | 18<br>(81.82%) |   |
| 仲兼朝臣に對して、右大將家頼朝 | 長沼宗政は、將軍家實朝の使者 | 仙洞(後鳥羽)の御蹴鞠が大炊御門の大相國藤原頼實の邸宅で開催せられた。凡そ、北面・西面の輩に至るまで、鞠足等の給物は皆金銀であつたと謂う。 |            |                                      |            |       | 9<br>(60.00%)  | 御所の御鞠なりと謂う文言に、今日以後、蹴鞠會の開催無しとの註記が施されている。 |
| 建保 1・9・26 条     | " 2・3・6 条      | 建曆 2・3・1 条  | " 3・3・21 条 | 承元 2・4・27 条                          | 元久 2・3・1 条 |       | 40<br>(50.63%) | " 3・7・18 条<br>" 3・5・29 条<br>" 3・5・18 条  |

|               |   |
|---------------|---|
| 合計            | 9 8 7   |
| 4<br>(7,27%)  | ○ <sup>京</sup>  |
| 4<br>(8,33%)  | 梅宮<br>御所御鞠庭<br>仙洞   |
| 3<br>(20,00%) | <p>の御代は、武備を重んぜられたのに、當代は歌鞠を以て業となし、女性を以て宗として、武藝廢れ勇士無きが如しとし、又、沒収地は勲功の將士・徒輩に充てられず、多く以て青女等に賜うと過言して、當將軍家の施政の有り様を厳しく批判したと謂う。</p> <p>後鳥羽上皇は、北條時房が蹴鞠の道に骨を得ていることを數度歎感し給い、又、尾張中將藤原清親は、同時房の院中での出仕に就いて、毎事扶持する故があつたので、時房は、然うした清親の芳志を一生涯、争で忘れんやとの心念を表白していたと謂う。</p> |
| 9<br>(11,39%) | <p>” ” ”<br/>6・5・5条<br/>6・5・4条<br/>2・2・10条</p>  |

頼経將軍記

| 合計           | 4         | 3                     | 2         | 1          |
|--------------|-----------|-----------------------|-----------|------------|
| 3<br>(5,45%) |           | ○                     | ○         | ○          |
|              |           |                       |           |            |
| 3<br>(6,25%) |           | 御所<br>後藤大夫判官基<br>綱大倉宅 |           |            |
|              |           |                       |           |            |
|              |           |                       |           |            |
| 4<br>(5,06%) | 仁治2・12・8条 | 嘉禎1・2・9条              | " 3・9・25条 | 寛喜1・11・20条 |

頼嗣將軍記

| 7              | 6              | 5          | 4          | 3             | 2              | 1        |
|----------------|----------------|------------|------------|---------------|----------------|----------|
| ○              | ○              |            |            | ○             | ○              |          |
|                |                |            |            |               |                |          |
| 旅御所(北條時頼<br>邸) | 旅御所(北條時頼<br>邸) |            |            | 鶴岡別當法印<br>雪下坊 | 鶴岡別當法印<br>雪下本坊 | 鶴岡別當法印   |
|                |                |            |            |               |                |          |
|                |                |            |            |               |                |          |
| " 2・5・10条      | 建長2・3・26条      | " 2・11・16条 | " 2・11・13条 | " 2・10・6条     | " 2・9・26条      | 寶治2・9・9条 |

|  |        |       |       |                       |       |       |       |        |        |        |
|--|--------|-------|-------|-----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 11   | 10     | 9     | 8     | 7                     | 6     | 5     | 4     | 3      | 2      | 1      |
|  |        | ○     | ○     |                       | ○     | ○     |       |        | ○      |        |
|  |        |       |       |                       |       | 申尅    |       |        |        |        |
|  |        | 御所ナラン |       | 御所<br>最明寺殿(北條時<br>頼邸) |       | 御所    | 御所    | 御所ナラン  | 御所     | 御所     |
|  |        |       |       |                       |       | 三言    | 三言    | 三言     | 三言     |        |
| <p>抑、今日、御所で開催せられた御<br/>鞆會に、二條(藤原)三品教定は、<br/>燻白地の鞆を著していた。之を<br/>難波宗教朝臣は、頗る甘心せざ<br/>ることとして批難したと謂う。</p> |        |       |       |                       |       |       |       |        |        |        |
| 弘長   | 文應     | "     | "     | "                     | "     | "     | 正嘉    | "      | "      | 建長     |
| 1・1・5  | 1・1・20 | 11・19 | 2・7・4 | 1・6・24                | 1・6・1 | 1・4・9 | 1・4・7 | 4・4・24 | 4・4・22 | 4・4・17 |

宗尊親王將軍記

|              |   |
|--------------|---|
| 合計           |   |
| 4<br>(7.27%) |   |
|              |   |
| 4<br>(8.33%) | 邸 |
|              |   |
|              |   |
| 7<br>(8.86%) |   |



〔備考〕 A B C の各事項に就いては、各々が仮令、予定の場合であっても、其れをも含めてある。

| 総計 | 合計             |  |
|----|----------------|--|
| 55 | 10<br>(18,18%) |  |
| 12 | 2<br>(16,67%)  |  |
| 48 | 10<br>(20,83%) |  |
| 22 | 4<br>(18,18%)  |  |
| 15 | 3<br>(20,00%)  | 二條少將雅有の所説を其の儘踏襲していることに鑑みて、難波宗教は「蓬宮仙洞の間、臨幸に供奉するの臣といひ、蹴鞠に参候するの輩といひ、專禮の時、上括の儀なく」とする、其の自説を宣明せんとして、一卷の勘状を草した。之を當代將軍家は、密々に披覽せられたと謂う。 |
| 79 | 19<br>(24,10%) |  |

表四

| 將軍記<br>諸事項 | 頼家         | 実朝        | 頼経       |
|------------|------------|-----------|----------|
| A          | 34(61.82%) | 4(7.27%)  | 3(5.45%) |
| B          | 10(83.33%) |           |          |
| C          | 27(56.25%) | 4(8.33%)  | 3(6.25%) |
| D          | 18(81.82%) |           |          |
| E          | 9(60.00%)  | 3(20.00%) |          |
| F          | 40(50.63%) | 9(11.39%) | 4(5.06%) |

| 頼嗣       | 宗尊親王       | 総計 |
|----------|------------|----|
| 4(7.27%) | 10(18.18%) | 55 |
|          | 2(16.67%)  | 12 |
| 4(8.33%) | 10(20.83%) | 48 |
|          | 4(18.18%)  | 22 |
|          | 3(20.00%)  | 15 |
| 7(8.86%) | 19(24.10%) | 79 |



比企能員宅……23の二例

掃部頭中原親能入道家……19 24の二例

鶴岡別當阿闍梨坊……21 38の二例

永福寺……1の一例

大官令(中原)廣元亭……4の一例

場所不明……12 17 22 23 25 28 29 34 37の九例

となり、御所が一二例で最も多く、隼人佑(三善)康清入道宅が七例で其れに次ぎ、以下、比企能員宅、掃部頭(中原)親能入道家、鶴岡別當阿闍梨坊(二例宛)↓永福寺、大官令(中原)廣元亭(一例宛)の順に続いていることが分かる。場所不明の九例とても、此等の全てを御所と見做すことも可能なので、若し、然様に想定するとすれば、御所は都合二一例となり、此れは、同將軍記に於ける全C事項記載二七例の七七、八%、即ち約八割弱を占めることになる。処で、蹴鞠行事開催場所として、御所に次ぐ多くの事例数を有するのが隼人佑(三善)康清入道宅であること上述の通りであるが、此の康清入道なる人物は、当頼家將軍記に、

建仁二年正月一二日条

” 二年十月八日条

” 三年正月二日条

○” 三年正月三日条

〃 三年正月廿日条

〃 三年三月四日条

〃 三年三月廿六日条

△〃 三年五月廿九日条

の八条所見され、其の中、○印付記の一条を除く他余の七条の全てが先掲の蹴鞠記事に該当し、其の○印付記の一条とて「將軍家、隼人入道宅より御所に還御す。御的始あり。」とあつて、其の前日たる正月二日には、隼人入道宅への御行始があつて、同日の夜は同宅に逗留されていることに鑑みれば、同將軍記に八条見られる隼人入道三善康清は、全て蹴鞠行事開催に係わりを有する形で登場していると観てよい。此れは、康清入道が斯道に傾倒して、之をこよなく愛好していたことで、此の康清入道と將軍家頼家とが氣脈を通じ合える間柄で在ったことを想察せしめよう。然るが故に、頼家の不在中にも拘らず、康清が蹴鞠行事開催参加者乃至関係者等へ呼び掛け、招集して蹴鞠を行なつたとしている△印付記条の記載も然したる抵抗もなく、或いは違和感もなく、其の儘読み取れるのである。斯様な想定に基拠するならば、康清が頼家より然うした蹴鞠行事開催参加者乃至関係者等へ呼び掛けたり、招集したりする如き一種の権限を付与せられ、或いは認可せられていたか否かは不明としなければならぬが、尠なくも、康清が蹴鞠行事開催に際して、参加者乃至関係者仲間に対して可成りのイニシアティブを発揮し得る如き立場乃至地位に在つたと考量されるのである。

宗尊親王將軍記では、

御所……1356891217の八例

最明寺殿(北條時頼邸)……7.13の二例

となり、御所と最明寺殿北條時頼邸の二箇所に限られており、其の中では、御所が最も多いこと。

実朝將軍記では、

壽福寺方丈并若宮別當坊……1の一例

○大炊御門左相國御亭……2の一例

幕府……5の一例

○梅宮 仙洞御所御鞠庭……9の一例

となり、各一例宛で、其の内訳は、○印付記の二例が京洛方、他余の二例が鎌倉方、の各場所である。斯様に鎌倉方の蹴鞠行事開催場所の他、京洛方の其れを伝える記載は、五將軍記中、当実朝將軍記而已であること。

頼嗣將軍記では、

鶴岡別當法印雪下(本)坊……23の二例

旅御所(北條時頼邸)……67の二例

となり、当頼嗣將軍記には、御所や幕府の孰れも所見されず、此れは、五將軍記中、他余の諸將軍記には見られぬことである。

頼経將軍記では、

御所……12の二例

後藤大夫判官基綱大倉宅……3の一例

となる。

D事項記載に就いて……五將軍記中、當事項記載が所見されるのは、頼家・宗尊親王兩將軍記に限られており、而して当該記載は、頼家將軍記に11 13 14 15 16 17 18 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 33の一八例、宗尊親王將軍記に1 3 5 6の四例各々存する。此等兩將軍記の各々に見られる記載事例の、一日当りの揚鞠回数を見るに、頼家將軍記に在っては、

㉞、五百回未満は、13 15 16 17 21 24 25 27 33の九例存し、此の中に在って、25は百二十回で最も尠なく、又、24は「南風しきりに扇ぎて、員上らず。」と謂うものである。

㉟、五百回以上、千回未満は、11 14 18 22 23 26 28 30の八例存する。

㊱、千回以上は、29の一例(二十回)而已である。

此等㉞㉟㊱に依って、一日当りの揚鞠回数記載事例数の多寡に就いては、㉞㉟双方のケースが多く、而して其等㉞㉟の中でも、㉞の方が㉟よりも若干乍ら多く、㉞は一例而已で、最も尠ないことが知られる。更に然うした㉞㉟㊱全体を通して見た揚鞠回数も一桁の端数までをも記載する事例は皆無である。但し、一日に幾度も行われた揚鞠の中、僅か一度の揚鞠での回数をも含めた事例ですら、一桁の端数をも記載するのは、僅か一例(23)しか存在しないのである。其れでは斯うした記載事象を將來した因由や如何にと謂うに、

㊲、原則として鞠足が揚鞠を一桁の端数で揚げ納めとしなかつたこと。

⑥、原則として揚鞠回数を記録するに際し、一桁の端数までは行われなかったこと。

等が先ず以て想考される攸であろう。然らば、其等⑥なる想考中、孰れを以てより妥当なものとするべきであるかと謂うに、一日に幾度も為された揚鞠の中、仮令、一度なりとも其の回数が一桁の端数まで記載されている事例(23)が存在する攸から判釈するならば、原則として、鞠足は申計者に依つて知らされる揚鞠回数が二桁の丁度区切りの良い攸で揚げ納め、而して此れが記録されて、略々其の儘の形で現行本に採録されていると謂うように、⑥の中、⑥に因由する記載事象として理會するのが妥当ではないかと思量されるのである。

斯様に、件のD事項記載に関しても、当頼家將軍記は、他余の諸將軍記に比して可成り精細にして詳密なものではあるが、其れでも、先に触れたB・C両事項記載に就いて、蹴鞠行事が終日に及んだ事例(23)や、朝・昼・夕刻に互り、而も、当行事で都合二千十回と謂う最多の揚鞠回数を印した事例(29)でさえも、其等が一体何処の場所でのものであるか、つまり、其等の蹴鞠行事が開催された場所と謂う肝要な事柄に就いての明確な記載を欠いていること等、必ずしも十全なものではないことを指摘しておく。

E事項記載に就いて……当該事項に関わる記載としては、頼家將軍記に、11 12 19 25 27 30 32 35 39の九例(六〇、〇〇%)、実朝將軍記に、2 6 9の三例(二〇、〇〇%)、宗尊親王將軍記に、5 12 19の三例(二〇、〇〇%)、の合計一五例あり、此の合計事例数に占める各將軍記の百分比は、上記括弧内に各々示した通りである。之に依れば、頼家將軍記が最も卓越し、実朝・宗尊親王両將軍記が其れに次ぎ、頼経・頼嗣両將軍記には皆無であることが分かる。いま、其等三將軍記にみる当該事項に関わる記載内容が如何なるものであるか、其の梗概を演べれば、凡そ、左記の如くなる。即ち、

頼家將軍記の九例は、事例番号に●印が付記されているもの、及び記載分類標示上に印が付記されているものは、各々他の記載分類、にも該当し、或いは共通するもの、更に或いは、同一条に所見されるものであることを各々示す。以下同様。

ア、將軍家頼家の政務への取り組み方・姿勢と、其れへの批判・批難に関する記載……11・12・19・32の四例

イ、右記アに深く係わるものとして、尼御臺所(北條政子)・北條泰時両者に依る頼家への諫言に関する記載……12・19の二例

ウ、紀行景に依る頼家への評言に関する記載……25の一例

エ、藤原知康の為人を能く表わし示す、其の言動に関する記載……27・30の二例

オ、右記エに深く係わるものとして、藤原知康に依る北條時房への誹謗・中傷とも取れる評言に関する記載……27・30の二例

カ、蹴鞠行事開催頻度の高さ其れ自体に関する記載……35の一例

キ、御所で開催される蹴鞠行事の存続・不存続其れ自体に関する記載(但し、此れは註記形式を以て記載されている。)……39の一例

実朝將軍記の三例は、

ア、北面・西面の輩に至るまでの鞠足等への給物に関する記載……1の一例

イ、長沼宗政に依る、將軍家實朝の政務への取り組み方・姿勢と、其れへの批判・批難(但し、此の批判・批難は、直接蹴鞠行事開催に関するものではない。)

に関する記載……2の一例

ウ、後鳥羽上皇に依る北條時房への評言に関する記載……3の一例

エ、北條時房の院中での出仕に就き、坊門(藤原清親(將軍家實朝室の従兄弟))が毎事扶持する攸あり、時房は、然うした清親

の己への芳志に、報恩の心情を抱懐して、之を表白したことに関わる記載……3の一例

宗尊親王將軍記の三例は、

ア、難波宗教に依る二條(藤原)教定への有職典故上の批判・批難に関わる記載……5の一例

イ、難波宗教と二條(藤原)少將雅有とに依る有職典故上の論争と、此等両者の各所説支持者等に関わる記載……12の一例

ウ、難波宗教が自説の補強と、より一層の宣明化を期して一巻の勘状を草し、以て之を將軍家へ献上したことに

関わる記載……19の一例

此等三將軍記にみる当該事項に関わる記載内容を一渉り通観するに、頼家將軍記には、他余の諸將軍記に比して、当該事項に関わる記載がより多く所見されることから、其の内容も亦、多種多様であり、他余の諸將軍記には決して見られぬ記載内容のものも多く存する。アキなる記載分類の中に在つても、取り分け、アの卓越さが目に立つ。此のア、即ち、當將軍家の政務への取り組み方・姿勢と、其れへの批判・批難の中、殊に度重なる蹴鞠行事開催に伴う其れに関わる記載は、三將軍記中、當頼家將軍記にしか見られぬものである。此れに続く実朝將軍記のアウエの二例(此の中、ウエは同一条に所見される。)は、鎌倉方に於ける事柄に就いての記載ではなく、京洛方に於ける其れであり、斯うした事例は、三將軍記にみる全一五例中、他には絶えて全く見られぬものである。又、当代の實朝將軍家の政務への取り組み方・姿勢と、其れへの批判・批難に関わるイの記載が見られるものの、其れは、既述の頼家將軍記に多見される如き蹴鞠行事開催に関わるものではない。更に後続する宗尊親王將軍記の三例は、孰れも蹴鞠行事の開催時に於ける在り方に就

〔補記〕

いての、有職典故に関わる記載であり、其処には、上述した頼家・実朝両將軍記にみる如き、当代將軍家の政務への取り組み方・姿勢と、其れへの批判・批難に関わる記載が全く見られないのである。

以上、E事項に関わる記載に就き種々述べ来たつたが、当該事項に関わる記載に就いても亦、既述したA〜Dなる諸事項に関わる記載と同様に、頼家將軍記が他余の諸將軍記よりも事例数の点でも、又、種類数の面でも、より卓越していることを不十分乍らも具象的に指摘すると共に、斯うした記載内容面からの考察を通して、同將軍記の史書としての特異性の一端をも闡明し得たように思う。最後に、各將軍記の主軸の座に据えられている各將軍家の指称表現に就いての検覈を通して、頼家將軍記の有つ特異性を追究してみることとしたい。

歴代六將軍記にみる各將軍の指称表現(以下、之を「指称表現」と仮称する。)に就いて彼此検覈してみると、独り頼経將軍記のみを除く他余の五將軍記に於いては、「將軍」乃至此れを包含する表現の外、諸種の「指称表現」がみられ、其の中に在つて「將軍家」が最も多く見られる。而して然うした諸種の「指称表現」が見られぬ上述の頼経將軍記に在つては、「指称表現」として「將軍」乃至其れを包含する表現のみが見られ、其の中に在つては「將軍家」が最も多い。故に歴代六將軍記の全てに於いて「指称表現」として最も多く見られるのは「將軍家」と謂うことになる。更に斯うした歴代六將軍記の各々に於ける全ての「指称表現」に占める「將軍家」の百分比の多寡優劣に就いて眺め見ると、歴代六將軍記中、頼家將軍記に於ける百分比が他余の五將軍記に於ける其れに比して格段に低いことが知られる。いま、以上に述べ来たつた事柄に就いて具象的、且つ実証的に説述しておこうと思う。

先ず、頼朝將軍記に関して、建久三年七月廿六日条に「勅使廳官肥後介中原景良。同康定等參着。所<sub>レ</sub>持<sub>レ</sub>參征夷大

將軍除書<sup>一</sup>也。兩人<sup>各籍</sup>衣冠<sup>一</sup>任<sup>レ</sup>例列<sup>一</sup>立于鶴岳庶庭。以<sup>レ</sup>使者<sup>一</sup>。可<sup>レ</sup>進<sup>一</sup>除書<sup>一</sup>之由申之。被<sup>レ</sup>遣<sup>一</sup>三浦義澄。々々相<sup>一</sup>具比  
 企右衛門尉能員。和田三郎宗實。并郎從十人。<sup>各甲</sup>詣<sup>一</sup>宮寺。請<sup>一</sup>取彼狀<sup>一</sup>。(下略)とあり、之に続く其の翌廿七日条  
 の「將軍家令<sup>一</sup>招<sup>一</sup>請兩<sup>一</sup>勅使於幕府<sup>一</sup>給。於<sup>一</sup>寢殿南面<sup>一</sup>御對面。有<sup>一</sup>獻盃<sup>一</sup>。加賀守俊隆。大和守重弘。小山七郎朝光等  
 從<sup>一</sup>所役<sup>一</sup>。(下略)とある記事より同將軍記の最終条たる建久六年十二月廿二日条の記事までに一五五条を算える將軍  
 の「指称表現」が所見され、其の内訳を示せば、左記の如くなる(記述順は、所見条数の優越順次に随い、所見条数が同じ場合は、所  
 「指称表現」所見条数の、同一將軍の全「指称表現」所見条数に占めるものである。以下同様。尚、同一條に將軍の「指称表現」が二種類所見される  
 事例(賴家將軍記の正治元年十一月十八日条の「中將家」と「羽林」、賴経將軍記の延應元年八月十一日条の「將軍家」と「征夷大將軍」が其れである。  
 は、然うした百分比の精確化、且つ公正化を図るべく同一將軍記に於ける將軍の全「指称表現」  
 所見条数を一條宛多くし、以て之に括弧付けて、此の数値(事例数)に基づいて算出してある。)

〈賴朝將軍記〉

將軍家 一四〇条(約九〇、三二%)

將軍 一二条(約七、七四%)

前右大將家 一条(約〇、六五%) } 一五五条

將軍前右大將家 一条(約〇、六五%)

鎌倉殿 一条(約〇、六五%)

次に、賴家將軍記に関して、正治元年二月六日条の「舞。羽林殿下去月廿日轉<sup>一</sup>左中將<sup>一</sup>給。同廿六日宣下云。續<sup>一</sup>前  
 征夷大將軍源朝臣遺跡<sup>一</sup>宜<sup>一</sup>令<sup>一</sup>彼家人郎從等<sup>一</sup>如<sup>一</sup>舊奉<sup>一</sup>行諸國守護<sup>一</sup>者。彼狀到着之間。今日有<sup>一</sup>吉書始<sup>一</sup>。(下略)なる  
 當將軍記に於ける初出記事より、賴家の落飾を被<sup>レ</sup>す建仁三年九月七日条に続く同月十日条の「吹<sup>一</sup>擧<sup>一</sup>千幡君<sup>一</sup>。被<sup>レ</sup>奉<sup>一</sup>

立「將軍」之間。有「沙汰」。若君今日自「尼御臺所」。渡「御遠州御亭」。被「用」御輿。女房阿波局參「同輿」。〔中略〕今日。諸御家人等所領如「元可」領掌「之由。多以被」下「遠州御書」。是危「世上」故也。〕なる記事、更には其の後に見られる牧の方の害心を恐悚し警戒して、若君千幡を北條時政第より尼御臺所の許に迎へ取り奉つたことを述べる九月十五日条の記事までに所見される將軍の「指称表現」の有り様は、次の如くなる。

〔頼家將軍記〕

將軍家

四二条約三三、六〇%

羽林

二九条約二三、二〇%

左金吾

二八条約二二、四〇%

中將家

一三条約一〇、四〇%

金吾

八条約六、四〇%

將軍

二条約一、六〇%

羽林殿下

一条約〇、八〇%

二代將軍家

一条約〇、八〇%

左衛門督

一条約〇、八〇%

一二四條  
一二五條

次に、実朝將軍記に關して、「霽。幕下大將軍二男若君字千幡君爲「關東長者」。去七日。被「下」從五位下位記并征夷大將軍宣旨。其狀。今日到「着」于鎌倉「云々。」なる建仁三年九月十五日条の記事より、実朝薨御後の新將軍下向と、之に關

わる北條時房の上洛及び二階堂行光の下洛とを叙述する承久元年三月廿八日条の記事までに所見される將軍の「指称表現」の有り様は、左記の如くなる。

〈実朝將軍記〉

將軍家 三二〇条約九五、〇九%

將軍 一〇条約三、〇七%

征夷大將軍 一条約〇、三二%

當將軍家 一条約〇、三二%

左近大將 一条約〇、三二%

左大將家 一条約〇、三二%

將軍右大臣家 一条約〇、三二%

右府將軍 一条約〇、三二%

三二六条

次に、頼経將軍記に関して、「佐々木四郎左衛門尉信綱自京都歸參。正月廿七日有將軍宣下。又任右近衛少將。令敍正五位下給。是下名除目之次也云々。其餘書等持參之。」とある嘉祿二年二月十三日条より、「天舞。今日。將軍家若君六歲。御名字頼嗣。御母中納言親能卿女大宮局。御元服也。(中略)次云御元服無爲事。云新冠御任官敍位事。可被申京都之由有議定。被整御消息等。被奉讓征夷大將軍於冠者殿之由云々。平新左衛門尉盛時應其準脚。已雖及黃昏。吉日之上。依爲御急事進發。行程被定六ヶ日云々。」とある寛元二年四月廿一日条の記事を承けて「平新左

衛門尉盛時自「京都」歸着。持「參去月廿八日 宣下狀除書等」。冠者殿蒙「征夷大將軍宣旨」。任「右近衛少將」。令「敍從五位上」給云々。武州相「具之」。令「參御所給」とある同年翌五月五日条までの記事中に將軍の「指称表現」が所見される箇条は、合計三五六条を数え、其の「指称表現」は、種類尠なく、其の全てに「將軍」なる表現が含有されているものに限られており、其の内訳は、次の如くなる。

〈賴経將軍記〉

將軍家

三四五条約九六、六四%

將軍

一条約三、〇八%

征夷大將軍

一条約〇、二八%

三五六条  
(三五七条)

次に、賴嗣將軍記に関して、上に触れた前賴経將軍記の「平新左衛門尉盛時應其準脚」。已雖及黃昏。吉日之上。依爲御急事進發。行程被定六ヶ日云々。」とある寛元二年四月廿一日条の記事を承けて當將軍記の同年翌五月五日条に「平新左衛門尉盛時自京都馳下。所持參去月廿九日除書也。新冠任右近衛少將。敍從上五位。又令蒙將軍宣旨給云々。盛時爲此事御使。去月廿二日令進發訖。」とある記事より、建長四年二月廿日条に「和泉前司行方。武藤左衛門尉景賴。爲使節上洛。是奥州。相州。當將軍被辭執權申。上皇第一三宮之間可有御下向之由。依申請也。其狀相州自染筆。奥州被加判處也。」とある記事までに將軍の「指称表現」は、合計一二条に所見される。其の内訳は、次の如くである。

〈賴嗣將軍記〉

將軍家 九八條約八六、七三%

將軍 一〇條約八、八五%

新將軍 三條約二、六五%

兩御所 一條約〇、八八%

三位中將 一條約〇、八八%

一二三条

最後に、宗尊親王將軍記に關して「天晴北風烈。(中略)及晩。六波羅留守飛脚小林兵衛尉到着。是所<sub>レ</sub>持<sub>レ</sub>參將軍 宣旨案文<sub>一</sub>也。正文來十一日可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>請取。官使權少允已可<sub>レ</sub>進發<sub>一</sub>云々。奥州。相州被<sub>レ</sub>參會。令<sub>レ</sub>披<sub>レ</sub>見之<sub>一</sub>給。(下略)とある建長四年四月五日条の記事、及び爾後の同月十四日条に「癸。寅一刻。將軍家始御<sub>レ</sub>參鶴岳之八幡宮。(下略)とある記事より文永三年七月四日条に「天晴。申剋雨降。(中略)戌刻。將軍家入<sub>レ</sub>御越後入道勝圓佐介亭。被<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>女房輿。可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御歸洛之御出門<sub>一</sub>云々。(下略)とある記事までに將軍の「指称表現」は、合計二〇三条に所見される。其の内訳は左記の如くなる。

〈宗尊親王將軍記〉

將軍家 一九七條約九七、〇四%

將軍 二條約〇、九九%

親王家 二條約〇、九九%

當將軍 一條約〇、五〇%

三品親王 一條約〇、五〇%

二〇三条

斯くして歴代六將軍記の孰れに在つても、諸種に及ぶ將軍の「指称表現」中、最も多くの条数に所見されるのは、「將軍家」であり、其の占める比率が最も高率を印するのは、約九七、〇四%の宗尊親王將軍記であり、之に準ずるのが頼経(約九六、六四%)、実朝(約九五、〇九%)、頼朝(約九〇、三二%)、頼嗣(約八六、七三%)の四將軍記であり、斯うした比率が約三三、〇六%と謂うように、最も、而も其れが格段に低いのが頼家將軍記であることを知り得る。斯様に頼家將軍記は、歴代六將軍記に在つて様々な將軍の「指称表現」中、「將軍家」の使用比率が格段に低くなつてゐるが、斯うした事象を生起せしめた一因をば、同將軍記が他余の五將軍記に比して相異なる將軍の「指称表現」を数多く有している点に求めることも可能ではあるうが、其れよりも寧ろ、同將軍記が將軍頼家をば、他余の將軍記に於ける將軍達に比して、より將軍家に適わしからざる資質の持主とする記載意識に基づいて物されていると観ることにこそ、其の主となる因由が求索されて然るべきであろうと考える。此れは、頼家將軍記に叙述されている將軍家頼家の行状・行迹を具に觀察することに依つて容易に得心し得ることの如く思えるからである。即ち將軍家頼家が世人の悪評を買つたとされる其の行状・行迹とは、例えば、正治元年四月廿日条に、「爲<sub>レ</sub>梶原平三景時。右京進仲業等奉行。書<sub>レ</sub>下政所」云。小笠原彌太郎。比企三郎。同彌四郎。中野五郎等從類者。於<sub>レ</sub>鎌倉中。縱雖<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>狼藉。甲乙人敢不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>敵對。若於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>違犯聞<sub>レ</sub>之輩上者。爲<sub>レ</sub>罪科。儘可<sub>レ</sub>尋<sub>レ</sub>注進交名<sub>レ</sub>之旨。可<sub>レ</sub>觸<sub>レ</sub>廻村里<sub>レ</sub>之由。且彼五人之外。非<sub>レ</sub>別仰一者。諸人輒不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>參<sub>レ</sub>昇御前<sub>レ</sub>之由云々。」とある如く、頼家は、彼に便佞を以て寵昵せられてゐる小笠原彌太郎長經以下五人は固よりのこと、其の從類儕輩等が仮に狼藉を働く如きことが在つても、甲乙人、即ち一般民庶、雜人等には之に抗捍すること能わず、仮に對抗し、刃向かう如き事態が出来した場合には、然うした徒輩をば、其の名を疏して罪

科に処すると謂う通達を政所下文の形を以て村里に臻るまで発せしめられたと謂う。又、然うした五人の他は、頼家躬らの格別の仰言がない限り輒く参上させぬこととしてゐる。或いは又、建仁元年九月廿日条に、「晴。御所御鞠也。凡此間抛政務。連日被專此藝。人皆赴當道。下略」とあり、其の二日後の廿二日条に、「陰。又御鞠會。人數同前。今日人々多以候見證。其中。江馬太郎殿泰時。密々被談于中野五郎能成云。蹴鞠者幽玄藝也。被賞翫之條所庶幾也。但去八月大風。鶴岳宮門顛倒。國土愁飢饉。此時態以自京都被召下放遊輩。而廿日變異。非常途之儀。尤被驚思食。被尋仰司天等。非異變者。可及如此御沙汰歟。且幕下御在世建久年中。百ヶ日之間。毎日可有御濱出之由。固被定之處。天變出現之由。資允朝臣勸申之間。依御謹慎。止其儀被始世上無爲御祈禱。今次第如何。貴客者昵近之仁也。以事次盍諷諫申哉云々。能成雖有甘心氣。不能發言云々。」とある如く、古来より幽玄の芸たる蹴鞠は、賞翫さるべきものではあるが、頼家の如きは、政務を抛擲して、連日、之に打ち興じたと謂われる程に、此の蹴鞠に異常なまでの興味と関心とを示して、之に執心していたと謂う。斯様な頼家の举措に対して、江馬太郎(北條泰時)は、密々に頼家の昵近の仁たる中野五郎能成に、故幕下將軍家頼朝の、事に応じて能く謹慎に助めた存命中に於ける举止をば規範と為すべきことを聴かせ、能成をして頼家に進言せしめて諷諫せんとした。併し乍ら能成は、泰時の説諭に感心しはしたが、之を頼家に具申することはなかつた。結局、泰時の目論見は叶えられず、頼家の日々戯場に在つて狎客と周旋せられることは、依然として俊められなかつたと謂う。

処で、右に陳べた泰時に就いては、同年十月六日条に「江馬太郎殿昨日下着豆州北條給。當所。去年依少損亡。去春庶民等根乏。央失耕作計之間。捧數十人連署狀。給出舉米五十石。仍返上期。爲今年秋之處。去月大風之

後。國郡大損亡。不堪飢之族已以欲餓死故。負累件米之輩兼飾譴責。挿逐電思之由。令聞及給之間。爲救民愁。所被揚鞭也。今日。召聚彼數十人負人等。於其眼前。被燒棄證文畢。雖屬豐稔。不可有糺返沙汰之由。直被仰舍。剩賜飯酒并人別一斗米。各且喜悅。且涕泣退出。皆合手願御子孫繁榮云々。如飯酒一事。兼日沙汰人所被用意也。なる記事を見るが、之に依れば泰時は、其の采邑地北條に抵き、悉く逋負者を召し聚めて、其の債務証文の類を焼き棄てさせた僅りか、彼等に飯酒を給した上、人毎に米一斗を与えた。其れ故に、其等窮民等は喜悅し、且つは感泣して皆手を合わせて泰時の子孫繁榮を庶幾つたと謂う。

当条の記事は、既述した泰時の頼家への諷諫に関わる記述を承けて、其れに後続する恰好で配置されているものである。而して其の記事の有り様には、泰時が殊の外、民隱を賑恤する寛厚詳雅なる為政者とされているのに対し、頼家が驕奢にして政に倦み、嬖幸と日夜蹴鞠に打ち興じて、民隱を賑恤するが如き情意を殆ど持ち合わせることに無かつた為政者と謂う如く、臣下たる泰時と、其の主君たる頼家とが比較対照されていると観ることが可能であろう。更に尚、頼家は、然うした泰時に依る諷諫以前に、己躬ら其の地位や立場は固よりのこと、其の人品・為人さえも汚瀆せしめて了う程の不祥事を惹起することがあつた。即ち其れは、頼家が其の臣下たる安達景盛に令して、参河国の賊徒室重廣を討伐せしめんが爲に当地へ出征させ、其の不在中に、姿色ある景盛の妻妾を拉致軟禁せしめて、己が弄び者とすると共に、景盛の誅戮をも謀つたと謂うものである。此の一件に関しては、正治元年八月十九日条に「晴有讒佞之族。依妾女事。景盛貽怨恨之由訴申之。仍召聚小笠原彌太郎。和田三郎。中野五郎。細野四郎已下軍士等於石御壺。可誅景盛之由有沙汰。及晚小笠原揚旗。赴藤九郎入道蓮西之甘繩宅。至此時。鎌倉中壯

士等爭<sub>レ</sub>鋒<sub>レ</sub>競<sub>レ</sub>集。依<sub>レ</sub>之<sub>ニ</sub>尼御臺所<sub>ニ</sub>俄<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>渡<sub>レ</sub>御于<sub>ニ</sub>盛長宅<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>光<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>御使<sub>一</sub>。被<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>羽林<sub>一</sub>云。幕下<sub>ニ</sub>薨<sub>レ</sub>御<sub>レ</sub>之後。不<sub>レ</sub>歷<sub>レ</sub>幾<sub>レ</sub>程。姫君又<sub>レ</sub>早<sub>レ</sub>世。悲<sub>レ</sub>歎<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>之處。今<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>好<sub>レ</sub>鬪<sub>レ</sub>戰。是<sub>レ</sub>亂<sub>レ</sub>世<sub>レ</sub>之源<sub>レ</sub>也。就<sub>レ</sub>中<sub>ニ</sub>景盛<sub>ニ</sub>有<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>寄<sub>一</sub>。先<sub>レ</sub>人<sub>ニ</sub>殊<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>憐<sub>レ</sub>愍<sub>レ</sub>給<sub>一</sub>。令<sub>レ</sub>聞<sub>レ</sub>罪科<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>者。我<sub>レ</sub>早<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>尋<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>敗。不<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>問。被<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>誅<sub>レ</sub>戮<sub>レ</sub>者。定<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>招<sub>レ</sub>後<sub>レ</sub>悔<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>歟。若<sub>レ</sub>猶<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>追<sub>レ</sub>罰<sub>レ</sub>者。我<sub>レ</sub>先<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>中<sub>ニ</sub>其<sub>レ</sub>箭<sub>一</sub>云々。然<sub>レ</sub>間。乍<sub>レ</sub>遊<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>軍<sub>ニ</sub>兵<sub>ニ</sub>發<sub>レ</sub>向<sub>レ</sub>畢。凡<sub>レ</sub>鎌<sub>レ</sub>倉<sub>ニ</sub>中<sub>ニ</sub>騷<sub>レ</sub>動<sub>レ</sub>也。萬<sub>レ</sub>人<sub>ニ</sub>莫<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>恐<sub>レ</sub>怖<sub>一</sub>。(下略)とあり、其の翌廿日条に「陰。尼御臺所<sub>ニ</sub>御<sub>レ</sub>逗<sub>レ</sub>留<sub>レ</sub>于<sub>ニ</sub>盛長<sub>ニ</sub>入<sub>レ</sub>道<sub>宅</sub>。召<sub>レ</sub>景盛<sub>一</sub>。被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>云。昨日<sub>ニ</sub>加<sub>レ</sub>計<sub>レ</sub>議。一旦<sub>ニ</sub>雖<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>羽林<sub>ニ</sub>之<sub>レ</sub>張<sub>レ</sub>行<sub>一</sub>。我<sub>レ</sub>已<sub>レ</sub>老<sub>レ</sub>耆<sub>レ</sub>也。難<sub>レ</sub>抑<sub>レ</sub>後昆<sub>ニ</sub>之<sub>レ</sub>宿<sub>レ</sub>意。汝<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>野<sub>レ</sub>心<sub>ニ</sub>之<sub>レ</sub>由。可<sub>レ</sub>獻<sub>レ</sub>起<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>文<sub>レ</sub>於<sub>ニ</sub>羽林<sub>一</sub>。然<sub>レ</sub>者<sub>ニ</sub>卽<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>御<sub>レ</sub>旨<sub>ニ</sub>捧<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>。尼御臺所<sub>ニ</sub>還<sub>レ</sub>御。令<sub>レ</sub>獻<sub>レ</sub>彼<sub>レ</sub>狀<sub>レ</sub>於<sub>ニ</sub>羽林<sub>一</sub>給。以<sub>レ</sub>此次<sub>ニ</sub>被<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>云。昨日<sub>ニ</sub>擬<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>誅<sub>レ</sub>景盛<sub>一</sub>。楚<sub>レ</sub>忽<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>至。不<sub>レ</sub>義<sub>レ</sub>甚<sub>レ</sub>也。凡<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>當<sub>レ</sub>時<sub>ニ</sub>之<sub>レ</sub>形<sub>レ</sub>勢。敢<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>海<sub>ニ</sub>內<sub>ニ</sub>之<sub>レ</sub>守<sub>一</sub>。倦<sub>レ</sub>政<sub>レ</sub>道<sub>一</sub>而<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>民<sub>ニ</sub>愁<sub>レ</sub>娛<sub>レ</sub>倡<sub>レ</sub>樓<sub>一</sub>而<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>顧<sub>レ</sub>人<sub>ニ</sub>謗<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>故<sub>レ</sub>也。又<sub>レ</sub>所<sub>ニ</sub>召<sub>レ</sub>仕<sub>一</sub>。更<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>賢<sub>レ</sub>哲<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>輩。多<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>邪<sub>レ</sub>佞<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>屬。何<sub>レ</sub>況<sub>レ</sub>源<sub>レ</sub>氏<sub>ニ</sub>等<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>幕<sub>レ</sub>下<sub>一</sub>族。北<sub>レ</sub>條<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>我<sub>レ</sub>親<sub>レ</sub>戚<sub>レ</sub>也。仍<sub>レ</sub>先<sub>レ</sub>人<sub>ニ</sub>頻<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>施<sub>レ</sub>芳<sub>レ</sub>情。常<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>招<sub>レ</sub>座<sub>レ</sub>右<sub>レ</sub>給。而<sub>レ</sub>今<sub>レ</sub>於<sub>ニ</sub>彼<sub>レ</sub>輩<sub>ニ</sub>等<sub>ニ</sub>無<sub>レ</sub>優<sub>レ</sub>賞。剩<sub>レ</sub>皆<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>喚<sub>レ</sub>實<sub>レ</sub>名<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>之間。各以<sub>レ</sub>貽<sub>レ</sub>恨<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>聞。所<sub>レ</sub>詮<sub>レ</sub>於<sub>ニ</sub>事<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>意<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>者。雖<sub>レ</sub>末<sub>レ</sub>代。不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>濫<sub>レ</sub>吹<sub>レ</sub>儀<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>旨。被<sub>レ</sub>盡<sub>レ</sub>諷<sub>レ</sub>諫<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>御<sub>レ</sub>詞云々。(下略)とある如く、兎も角も尼御臺所北條政子の考慮を累ね、真義を竭し、赤誠を以て挺身した諷諫に依つて、頼家の思慮を欠く軽骨なる暴挙が大事に臻らずに防遏せられたのである。斯うした將軍家頼家の有り様其のものが、他余の諸將軍家に比して、多種多様に互る將軍の諸「指称表現」の中に在つて、「將軍家」の使用比率を殊の外、低からしめている主因に他ならぬと揣度されるのである。而して斯様な頼家の存在其れ自体が、無用、乃至は其れに近いもの、尚言えば、否定されるべきもの、或いは然様に想念されても仕方無いもの、と『吾妻鏡』の編纂者達に依つて認識されていたように諒察されるのである。此の意味に於いて『承久記』に頼家を評言して「有若亡ノ人ナレバ」云々とあるのも、首肯し得ることである。

更に斯く考量することに依つて『吾妻鏡』の建仁二年十二月十九日条に「雪降。積地七寸。將軍家爲覽鷹場。令出山内庄給。入夜還御之處。知康候御共。而於龜谷邊。乘馬驚驢。沛艾之間。忽以落入舊井。然而存命。依之入御御所之後。賜小袖二十領於知康。」とあり、同三年九月五日条に「將軍家御病少減。愁以保壽算給。而令聞若君并能員減亡事給。不堪其鬱陶。可誅遠州由。密々被仰和田左衛門尉義盛及新田四郎忠常等。今略抔とある如く、將軍家頼家の行実・事迹を冷淡にして疎略に叙述する記事の存在も亦てより能く理會し得るように思ふのである。

斯くして頼朝將軍記を除く歴代五將軍記にみる蹴鞠記事の有り様を検覈することに依り、当該記事の各一年当りの平均載録条数が最も卓越するのは、頼家將軍記であり、而して此の頼家將軍記に於いては、蹴鞠行事への参加者乃至関与者の各一年当りの平均載録事例数而已ならず、然うした参加者乃至関与者の所属氏族に關して、其の参加者乃至関与者全員数に占める所属氏族不明確者、即ち姓不詳者全員数の百分比や、件の参加者乃至関与者全事例数に占める姓不詳者全事例数の百分比までもが、諸他の將軍記に於ける其等よりも遙かに凌駕していることから、同將軍記に有する特異性を認め得るのである。又、斯うした頼家將軍記に有する特異性は、同將軍記にみる蹴鞠行事の開催に就き、其の有無、時刻・刻限、場所の他、揚鞠回数、更には、同行事開催への批判・批難や、開催時に於ける諸状況・諸事情等の特記事項等々に關わる諸記載と、諸他の將軍記にみる其等諸記載とを較べてみるも、其の内容や事例数等の点で頼家將軍記の方が諸他の將軍記よりも格段に優越していることから追認されるのである。

斯うした記載の有り様からの検討を通して知得される頼家將軍記に有する特異性は、更に尚、歴代將軍記にみる將軍家に就いての多様な指称表現の有り様を検按することに依つても確認されるのである。即ち其れは、頼家將軍記に

於いては、諸他の將軍記に於ける場合と異なり、「將軍家」なる表現其れ自体の使用比率が特段に低いと謂う、表現面での歴然たる事実を指摘し得るからである。斯うして諸種の徵証に依拠して認得される頼家將軍記に有する特異性は、取りも直さず、同書、即ち『吾妻鏡』の編纂に従事、或いは関与した人士達の抱懐していた將軍家としての頼家觀に因由する故が多く、其れ故に、件の特異性をば、然うした頼家觀を如実に語り示す記載・表現上の一証跡として把握し得よう。

〔補記〕此の宗尊親王將軍記の記載分類アイにみる、二條(藤原)教定・雅有親子に関連して、茲に一言述べておきたいことがある。抑、『吾妻鏡』の編纂に供された材料に就いての本格的な研究は、八代國治博士著『吾妻鏡の研究』(大正二年、明世堂書店發行)

に始まり、其れ以来、諸家に依つて鋭意進められて來てゐる。例えば、益田 宗氏の執筆にかかる『國史大辭典』

(昭和五十四年、吉川弘文館刊行)の「吾妻鏡」の項に、「編纂に用いられた材料のうち、今日残つていてそれと指摘されている書物には、

京都の公家の日記として九条兼実の『玉葉』や藤原定家の『明月記』、鎌倉に下り將軍に近侍した公卿飛鳥井教定の日記、延暦寺の記録である『天台座主記』や、『平家物語』『源平盛衰記』『金槐和歌集』『六代勝事記』『海道記』などの文学作品がある。また伝来の古文書を幕府に提供したであろうと推定されている寺社に、高野山・東大寺・鶴岡・箱根・三嶋・走湯山などがある。このほか、御家人の家伝の古文書や由來書があり、幕府の政所・問注所等の記録文書など、散逸した書物や文書を含めると、その材料は膨大なものであつたと思われている。」とあり、此れは、略、上記の八代氏の所説の踏襲ではあるが、其処には、佐藤進一氏の研究「吾妻鏡の原史料の一つ」(『史学雑誌』第六十一編第九号、昭和二十七年發行)に依つて明らかにされた飛鳥井教定の日記が付加されると共に、多くの寺社名を挙げて、当該寺社の諸記録をも材料にしていとされた。爾後、平田俊春氏が「吾妻鏡編纂の材料の再検討」(『日本歴史』第四八六号、昭和六十三年發行)なる論文を發表され、其の結

論として、『吾妻鏡』の編纂の材料について、大正の初年以來、長らく学界の定説となつていた八代説を再検討した結果は以上の如くである。まず『玉葉』が姿を消すとともに、新たに鶴岡八幡宮文書、鹿嶋神宮文書が加わつた。また『平家物語』『源平盛衰記』は「原平家物語」と修正された。さきに拙論や佐藤進一氏により『六代勝事記』『飛鳥井教定記』が加えられたが、八代氏の指摘された他の材料とあわせて、これを各將軍記に分類すると左の如くである。

頼朝記

東大寺文書・高野山文書・鶴岡八幡宮文書・鹿嶋神宮文書・(蒲・箱根・三島・走湯・須宮神社文書、熊

谷文書)・「原平家物語」

実朝記

『明月記』『天台座主記』『金槐和歌集』・河野文書

頼經記

代勝事記』『海道記』

頼嗣記

『飛鳥井教定記』とのことを指摘されている。此の結論として指摘されてい

るのは、これ迄に諸家に依つて公にされて来た所説中、最も詳しく、且つ最も優れているものと言えよう。又、同氏は、同論文に於いて「飛鳥井二条教定の日記については、佐藤進一氏が昭和二十七年九月、『史学雑誌』六一編第九号の余白に「吾妻鏡の原史料の一つ」と題して、水戸彰考館採訪の『金沢蠹余残篇』中の教定の日記の断片が『吾妻鏡』寛元二年四月二十一日の条の材料となつてゐることを簡単に紹介され、さらに昭和三十八年四月、益田宗氏が『日本歴史』第一七九号に「所謂『吾妻鏡断簡』について」と題して、教定記の断簡記事と『吾妻鏡』の記事を比較対照して、佐藤説を具体的に説明されている。この日記は断簡のみ存し、『吾妻鏡』の原史料として一条が指摘されたに止まるが、『吾妻鏡』には教定の記事が嘉禄元年から文永三年まで多く見えており、『吾妻鏡人名索引』参照、それらの中にも教定の日記に基づくものは少なくないであろう。」(傍点は引  
用者補)とも論じられてゐるが、茲では、『吾妻鏡』の編纂事業に其の材料として供されたとされている諸記録中、特に飛鳥井二条教定の日記に注目して、之に關する鄙見を若干開陳しておきたい。

抑、二條(飛鳥井)教定の日記(以下「教定日記」なるものが、嘗て存在したことは、教定の子息雅有(二條(飛鳥井)教定關係系譜)を參稽されたい。)と仮稱する。

私歌集『隣女和歌集』卷二雜部(『群書類從』第一十四輯和歌部)に「花さかてかれにし藤の末なれば何をまつとか頼みかくべき」なる歌

の詞書に「亡父が日記をみついてに本望の不達侍し事を思ひいたして讀侍し」(圖点引用者補)云々とあることから窺い知

られるが、既述の如く『教定日記』其れ自体は現存してないので、現実的には、『教定日記』と現行本『吾妻鏡』と

を總體的に、且つ嚴密に比較対照して実証的な研窮を試みることは不可能である。併し乍ら、先にも触れた如く佐藤

進一氏に依り、『教定日記』の断簡が、『吾妻鏡』寛元二年四月廿一日条にみる將軍家若君頼嗣の首服記事、即ち後掲

記事(13)の典拠資料になっていると説かれて以来、此の所説が多くの研究者に依つて是認され、支持されて来ている。

斯うした経緯を踏まえれば、『吾妻鏡』の他余の条に於いても、『教定日記』が其の典拠資料にされているであろうと

推考するのは、自然であろう。其れでは、『吾妻鏡』の他余の条とは、一体如何なる条であるかと謂うに、先ず、推量

されるのは、左記の(1)~(4)に掲げる如き記載条である。即ち、

(1)、ア、教定なる人物の名が見られる記載条

イ、右記のアなる人物の功績・事蹟を顕彰しているとみられる記載条

(2)、ア、教定なる人物に直接・間接に関わる案件・事柄に就いての記載条

イ、右記のアに謂う案件・事柄に就いての、彼自身の意見・感想・批評とみられるものが表白されている記載条

(3)、ア、教定自身が直接・間接に関与・参加したとされる諸種の行事や儀式等に就いて、特に其等の為事・事業を差

配・周旋・指示・指令したとみられる奉行人乃至沙汰人等の名が見られない記載条

1、右記のアに謂う諸種の行事や儀式等への関与・参加者に就いての多数の交名が見られない記載条

(4)、教定の家職とする歌道・蹴鞠に関わる事柄に就いての記載条

其処で、先ず『吾妻鏡』に教定なる人物の名が見られる全三一条を掲記し、以て上述した如き観点から改めて同書の如何なる条に、『教定日記』が其の典拠資料として、或いは、補助資料として供用されていると考えられるか、と謂つたことに就いて彼此考按してみよう(傍—部分は、教定なる人物の記載、傍々—部分は、教定に係わる所務・所役の記載、傍々々—部分は、至「沙汰」人の姓名乃至通称記載、傍▲部分は、教定自身の意見・感想・批評とも受け、取れる記載。各事例下の所載年・①・日条の②は、閏月の記載であることを各々示す。)

### 頼經將軍記

(1) 薨。今日二品御葬家御佛事。竹御所御沙汰也。導師辨僧正定豪。曼陀羅供庭儀如例。御布施取十五人。二條侍從教定。

役御加布施。砂金百兩。未刻。一條太政大臣家御臺所。臨時御佛事被修畢。導師莊嚴房律師行勇。請僧十口。御布施取同前。

主馬判官爲奉行而下向。導師御布施。錦被物。一重。同横皮。在銀打枝・緣以金銀打築文付之。錦六端入銀籠。色々吳綾十段。

錦裏物一重。加布施。金百兩。其外濟々焉。請僧十口分。各錦横皮。水精念珠。懸銀打枝。凡每物盡美盡善。萬人

以之爲壯觀。但說法依時移而。請僧御布施之間及秉燭。已如無作法。嘉祿1・8・27条

(2) 晴。若君御方御年八。御首服。申刻。於二棟御所南面有其儀。後藤左衛門尉基綱。今日爲奉行也。時刻出御。

二條侍從教定奉扶持之。武州。陸奥守義氏已下。被著付座。次元服雜具被置之。駿河守候陪膳。周防前司

親實。右馬助仲能等爲役送。理髮加冠武州。御名字。頼經。前春宮權大進俊道朝臣撰申之。相州去廿三日以後病

病之間。今日不出仕給云々。1・12・29条

(3)天晴風靜。新造御所境飯。武州令沙汰進給。相州已下著布衣候。西侍如例。出羽前司家長申刻限。次出御。御布二條侍從教定上南面御簾三ヶ間。先之。人々著庭。駿河前司義村束帶。御劔入袋持參。御調度前大炊助有時布衣役之。御行騰查出羽前司家長持參之。次御馬五疋。一御馬置鞍。相摸四郎。民部丞範重等引之。

〃 2・1・1 條

(4)舞。於御所寢殿南面。被行六月祓之。晴賢奉仕之。石山侍從贖物役勤之。周防前司親實爲奉行云々。

安貞 1・6・30 條

(5)舞。將軍家御參鶴岡八幡宮。令着御淨衣給。先散位晴賢衣冠。參廊車寄戶。勤御身固。石山侍從教定候陪膳役。其後御騎馬。自南門出御。供奉人。武州。越後守。駿河守。大炊助。駿河前司。出羽前司。町野民部大夫。後藤左衛門尉役御。狩野藤二兵衛尉。懸御。藤内左衛門尉。結城左衛門尉。土屋左衛門尉。佐々木判官等也。布衣淨衣相交又六位二十人着直垂令帶劔。列步御駕左右。是去建保七年正月右府將軍御神拜之時。依無如此警固有事。向後可有留意之由。兼日被定之故也。

〃 2・2・3 條

(6)天晴。將軍家御參鶴岳八幡宮。二條侍從寄御車。式部大夫政村。布衣。役御劍。武州布衣。供奉給。官人大夫判官基綱。伊東判官祐時。還御之後。入御相州亭。此事并御弓始可爲去七日之由。有其定之處。彼日甲午。承久元年正月廿七日甲午右大臣家於宮中。有御事。可被慎歎之由。依有傾申之輩延引。

寬喜 3・1・9 條

(7)晴。依災變御祈。於鶴岳有臨時神樂。將軍家御參宮。相州。武州。石山侍從教定。陸奧式部大夫。民部少輔。周

防前司。左近大夫將監。佐房。駿河前司。上野介。和泉守。駿河判官。土屋左衛門尉。嶋津三郎左衛門尉以下供奉。

貞永 1・⑨・20 条

(8) 今夜。爲御方違。入御周防前司親實大倉家。於此所。有庚申御會。被講二首和歌。題。竹間鷲。寄。

松祝。石山侍從。河内前司光行入道。大夫判官基綱。式部大夫入道光西。東六郎行胤等進懷紙云々。

嘉禎 1・1・26 条

(9) 天晴風靜。戌刻。將軍家若宮大路新造御所御移徙也。自武州御亭渡御。御東。御乘車。仰前大監物文元。參轅内

勤反閉。入御自新御所南門。御車入門内。經二丈餘之後下御。安藝右馬助役御榻。木工權頭獻御香

。前民部權少輔親實取衣御裾。備中左近大夫。美作前司等取松明。二條侍從教定。一條大夫能清等預候階下。

先牽黃牛。押垂三郎左衛門尉晴基。野本太郎時秀等役之。牛蓋一人相副(下略)

(10) 晴。碗飯以後。於小御所。有目勝御勝負。以女房被出賭物。二條侍從。右馬權頭。相摸式部大夫。周防前

司。長井左衛門大夫。毛利藏人。駿河大夫判官。同四郎左衛門尉。隱岐式部兼。佐原新左衛門尉等祇候。

3・1・6 条

(11) 今日。中納言等御拜賀也。爲御出立御覽。大殿渡御六波羅殿。於門外御下車。是爲希代事。則被差進前

駟五人云々。御拜賀行列(交名中略)次殿上人五人(交名中略)二條少將教定(交名下略) 曆仁 1・2・28 条

(12) 天舞。將軍家人御佐渡前司基綱大倉家。武州。并北條左近大夫將監。前右馬權頭。遠江守。越後守。丹後前司。備前

守。陸奥掃部助。遠江式部大夫。相摸式部大夫。若狹前司。秋田城介。能登前司。下野前司。壹岐前司。上總權介

以下供奉。隱岐次郎左衛門尉懸御調度。於彼所和歌管絃等御會。能登前司。壹岐前司等彈琵琶。二條中將。壬生侍從。相摸三郎入道。河内式部大夫等參會。此所素屬山陰。閑寂幽棲也。加之紅葉綠松交枝之躰。黃菊青苔帶露之粧。感荷非一。亦臨薄暮。舞女兩輩參入。翻廻雪之袖。人々及猿樂。鷄鳴以後還御。基綱奉御贈物云々。  
寬元 1・9・5 条

(13) 天霽。今日。將軍家若君六歲 御名字賴嗣 御母中納言親能聯娘大宮局御元服也。依被用嘉祿之例。前佐渡守基綱奉行之。申尅有其儀

一。織部正晴賢朝臣。衣冠。持參日時勘文。入覽宮。前美濃守親實朝臣於西侍端座取之。經廊根妻戶。入寢殿

西面妻戶。置御座前。板敷將軍家覽之被返。入筥。親實給之。持來侍所。懷中勘文。若君着御裝束

一。有文御直衣。二倍織物。御指貫。白單。不令結。御髮給。親實朝臣候之。定員爲御前裝束。武州白襦狩衣。薄色生指貫。着帷下袴。參給。二條中將敎定朝臣。布衣。上袴。任嘉祿例。可奉扶持。云々。然而女房被催之無指所役歟。前右

京權大夫資親朝臣等同候。此所。御裝束訖。渡御寢殿西面。女房奉扶持。召武州々々參進。被勤仕理髮加冠

一。引入御鳥帽子。次進御前物。土高袴。兩御方。陪膳。已下所役。兩御方被相養之。役送。能登右近大夫仲時。毛利兵衛大夫

廣光。兩人共爲陪膳之位次上薦也。自叶嘉祿例哉。(下略)  
" 2・4・21 条

### 賴嗣將軍記

(14) 天晴。將軍家於旅御所。有御遊宴等。先可覽射之由。被仰之間。不及被催小侍所。於當座。相州計

撰供奉人中。直召仰。仍無所欲通避。各一五度射之。次有御鞠會。二條侍從兼仰。被注申人數間。爲

秋田城介義景奉行。已一点催入々。午下剋。敎定朝臣以下參進。以武藤左衛門尉。鹽飽左近入道。上鞠

事。有御問答于敎定朝臣。可爲兼敎朝臣上鞠役云々。其後。大夫雅有十歲。置御鞠於懸中。敎定朝臣

計立其衆。算役。鹽飽左近大夫信貞。後藤左衛門尉說尚申計。是相州仰云々。依無尊仁也。(中略) 御鞠象

尾張少將清基朝臣 二條少將兼教朝臣 兵衛佐忠時 大夫雅有 陸奥掃部助實時已上布衣 熊王丸 行久

行信 資能已上直垂 葛袴 仁俊等身衣下略 建長2・3・26条

(15)於前右馬權頭第一。當座三百六十首有繼歌。二條中將。尾張少將。武藏守。遠江守。佐渡前司。鎌田次郎兵衛尉等會合。以三百六十種重寶。欲置物云々。 3・2・24条

宗尊親王將軍記

(16)天晴。御本所事。長村宿所聊依有其煩。亦被問陰陽道之處。晴賢以下申云。龜谷泉谷右兵衛督教定朝臣亭。 建長4・5・19条

自當時御所北方也。被用御本所之條。可宜云々。仍治定云々。

(17)晴。今日。被壞右兵衛督泉谷亭。為御方違本所。依可有新造儀也。奉行人佐渡前司基綱。出羽前

司行義。清左衛門尉滿定。安東藤内左衛門尉光成。陰陽師前大膳亮為親。以平等。行向彼所沙汰之。

4・5・26条

(18)陰。小雨潤酒。申刻。將軍家為御方違。入御于右兵衛督教定朝臣泉谷亭。日來新造假座。御出行列。先御輿被上

御簾 御劍役人折烏帽子(交名略) 次御後 宰相中將顯方卿 右兵衛督教定朝臣已上布衣騎馬 (交名下略) 4・7・8条

(19)天晴。依先日御立願。於鶴岡宮被行仁王會。申刻。將軍家御方違。入御右武衛泉谷亭。供奉人 騎馬

(交名略) 步行(交名略) 4・9・25条

(20) 天顏快霽。申尅。將軍家新御所御移徙也。時刻奇。御車底於寢殿相州南面妻戶間。宰相中將顯方卿被候御簾所。大

膳亮為親朝臣束帶。持參日時勘文。御覽之後。參入東妻戶內。勤反問。則給御衣。長井藏人役之。其後出

御。御鳥帽  
子直衣 供奉人 前駟衣冠(交名略) 次殿上人衣冠 花山院中將長雅朝臣 伊與中將公直朝臣 右兵衛

督教定朝臣(束帶)(交名下略) " 4. 11. 11 条

(21) 將軍家御參鶴岳八幡宮。先有御祓。為親朝臣。衣冠。能清朝臣候陪膳。仲家為役送。資茂勤同手長。其後

寄御車於寢殿南面。土御門中納言顯方卿。候御簾。御出自西唐門。行列 先前駟六人衣冠下  
顯方前(交名略)

次殿上人七人束帶下  
顯方先 一條侍從定氏 六角侍從家基 二條侍從雅有(交名下略) 次公卿四人直衣束帶相交  
下顯方先

刑部卿宗教 前兵衛督教定 仁和寺三位顯氏卿 土御門中納言顯方卿 次御車(以下交名略)

正嘉1. 2. 2 条

(22) 晴。申尅。御所御鞠也。露拂已後。將軍家御布衣。令立御。下野前司泰綱付熨鞠於雞冠木枝進之。行忠入道付

之。但內々被解之。內藏權頭親家置之。源中納言。布衣。難波刑部卿。布衣。上鞠一足。中務權大輔教時。同。遠江

七郎時基。同。內藏權頭親家。同。出羽前司行義。同。下野前司泰綱。此外 二條三位。布衣  
初參 遠江太郎清

時。水干  
葛袴 鎌田次郎兵衛尉行俊。布衣。行忠入道。衣袴重香  
帷。指扇 數三百落中。薩摩七郎左衛門尉祐能申計。仁和寺三位。能清

朝臣。範忠朝臣。範方等候見證。抑今日。二條三品着熨白地鞆而宗教朝臣難申云。於此色者。日來不用

之。如承元式者。着有文熨革也。頗不甘心云々。 " 1. 4. 9 条

(23) 今日大慈寺供養也。(中略當日會場行事參河前司教隆真人。布衣  
下袴 刑部權少輔政茂束帶等。未明參寺門奉行之。(中

略已剋。將軍家御束帶御出。 供奉人行列 先陣隨兵（交名略） 御車（交名略） 王御門中納言。 花山院宰相中

將。 并殿上人等。 豫參（候寺門之外）。 是公卿殿上人騎馬可（供奉之由）。 雖有沙汰。 公卿騎馬供（奉親王）。 先規不

分明之間。 被止（其儀）。 於殿上人者。 雖不可（有其難）。 爲此儀者。 公卿乘車可（扈從）。 而關東之儀。 御車

之外依（不被聽之）。 皆被止（威儀供奉）。 仍如此云々。（右蒸相御拜賀例 依不吉不信用歟） 次先陣隨兵入（門外）。 居池西河。 漸入御之

後。 々陣隨兵又列（于同東池南河）。 次經池橋并（建道及本堂西廊東階等）。 入御簾中。 此間黃門參進。 賜御劔笏

。 供奉五位六位祇候御聽聞所南庭。（用床） 次公卿殿上人經（建道）。 着堂前座。 前之。 近衛司侍從等。 亂位階

可在諸大夫上之由。 論之。 而今日可任（位次之由）。 近衛將等自稱。 是則政茂爲（奉行之間）。 於法會不可

成（違亂之故歟）。 如位次者。 佐房。（少輔左近大夫） 公敦。（坊城少將） 政茂。（刑部少輔今日奉行） 公連。（六條侍從） 雅有（二條）也。 大夫判官泰清。

朱綾。 上野判官廣綱（白旗）。 警固寺門。（中略） 御布施取。 土御門中納言（顯方卿）。 花山院宰相中將（長雅卿）。 仁和

寺三位（顯氏卿）。 二條三位（教定卿）。 刑部卿（宗教卿）。 （交名中略） 二條侍從（雅有）。 少輔左近大夫佐房。 刑部少輔政茂

（交名下略） 晴。 將軍家御（參鶴岳宮）。 御出行列。 前驅八人（下屬 下爲先）。 （交名略） 次殿上人（下屬 爲先）。 尾張侍從清時

二條侍從（雅有）。 （交名下略） 次公卿。 刑部卿（宗教）。 二條三位（教定）。 仁和寺三位（顯氏）。 （交名下略） 2・1・10条

(25)天晴風靜。 今日。 勝長壽院供養也。（中略） 法會奉行（參河前司）。 教隆。（布衣下持） 刑部（權少輔）。 政茂。（束帶） 各拂曉參（院內）。 飭會

場。 已尅。 將軍家渡御。（御束帶 紫袍 御帶 御袍） 供奉人。 行列。 先陣隨兵（交名略）。 次於勝長壽院大門。 稅御車。 下御。 土

御門中納言（褰御簾）。 花山院宰相中將（候御傍）。 中務權大輔（家氏役御榻）。 左近大夫將監公（時進御沓 手長鎌田次郎 兵衛尉行俊）

御沓

。手長小野寺新左 黃門取御裾。越後守實時役御劔。去年大慈寺供養之時。雲客等參會御下車所。雖先行。今度被

止其儀之間。兩卿之外不參此所。先陣隨兵對御所居東幔下。入御之後。々陣隨兵候同幔北。殿上人等

候樂屋前。諸大夫候本堂前。御堂上之間。相州。武州下居佛前階下給。又黃門參進御劔御笏。其後供奉五

位六位候庭上。自彌勒堂前至塔前。各用床子。着直垂六位等群居御所前階下。大夫判官行有。大夫判官廣綱。隱岐判官行氏等

守護寺門。(中略) 御布施取 土御門中納言顯方卿 六條二位顯氏卿 花山院宰相中將長雅卿 二條三

位教定卿 刑部卿宗教卿 一條中將能基朝臣(交名略) 刑部權少輔政茂 二條侍從雅有(交名下略)

〃 2・6・4条

(26)晴。入御于入道陸奥守亭。御息所御同車。供奉人布衣。 土御門中納言顯方卿 花山院中納言長雅卿 二條三位

教定卿 中御門少將宗世朝臣 前兵衛佐忠時朝臣 二條少將雅有朝臣(交名下略) 文應1・4・3条

(27)將軍家五百首御詠歌。付前右兵衛督教定卿。爲合點被遣入道民部卿之許。範元清書之。 弘長3・7・23条

(28)雨降。申尅以後屬霽。於廂御所。御連歌五十員。掃部助範元五句。爲執筆。 前右兵衛督教定五句(交名下略)

〃 3・8・11条

(29)今日御鞠始。將軍家令立御。薄香付 衣御衣。土御門大納言。布衣。二條三位教定卿。布衣。同少將雅有朝臣。布衣上 鞠足。中務權大

輔教時。越前々司時廣。右馬助清時。木工權頭親家。備中守行有。(中略)凡十六人也。及晚頭。被行控飯。

文永2・1・15条

(30)天晴。於御所<sup>一</sup>有<sup>二</sup>當座<sup>三</sup>和歌御會<sup>一</sup>。二條左兵衛督教定。宮内卿入道禪惠。遠江前司時直。越前々司時廣。右馬

助清時。右馬助時範。周防判官忠景。若宮大僧正等參候。僧正被<sup>レ</sup>獻<sup>二</sup>風流一脚<sup>一</sup>。以百種蓮菜  
副述懷歌云々。

3・3・30条

(31)天晴。前左兵衛督正三位藤原朝臣教定卒。日來所<sup>レ</sup>煩<sup>レ</sup>瘡也。

3・4・8条

扱、『教定日記』が『吾妻鏡』編纂の典拠資料、若しくは、補助資料として供用されていると考えられるのは、一体如何なる条であるかを考按するに際し、一つの目安・基準として右記(1)〜(4)を提示しておいたが、更に、其れに準拠して教定なる人物がみられる『吾妻鏡』の既掲記載条三〇条最終条たる即ち、当該人物の墓去記事である。依つて之を除いて三〇条としてある。( )を左記の如く分類整理しておこう。即ち、

A……『教定日記』が典拠資料、若しくは、補助資料として供用されているとみられる。否寧ろ、然うみる方がよいと考えられる記載条

B……『教定日記』が典拠資料、若しくは、補助資料として供用されているとみられるか、或いは然うした可能性があると考えられる記載条

C……『教定日記』が典拠資料、若しくは、補助資料として供用されているとみられない、或いは、然うした可能性がないと考えられる記載条

而して斯うした分類整理の仕方に依り、改めて先記三〇条を各將軍記毎にみてみよう。

### 頼經將軍記

(1) 此れは、二品(北條政子)御葬家の御仏事に就いての記載であり、其れは、竹御所の沙汰に依り執行されたとあり、此処には、其れに関する教定自身の意見・感想・批評とも受け取れる▲印部分の記載がみられることから、当記載条をAと判じておきたい。

(2) 此れは、將軍家若君御方(賴經)の首服なる儀式行事に就いての記載であり、此処には、当儀式行事を後藤左衛門尉基綱が奉行したとあるので、当条は、幕府側、或いは基綱側の資料に依拠していることから、当記載条をCと判じておきたい。

(3) 此れは、塩飯が新造御所に於いて武州(黍時)の差配に依り執り行われたと謂う記載であり、此の正月一日に御所で執り行われた公的な行事が武州の沙汰に依って進められたとあるので、当条は、幕府側の資料に拠っているとみられることから、当記載条をCと判じておきたい。

(4) 此れは、御所の寢殿南面で執り行われた六月(稗)に就いての記載であり、此処には、周防前司親實が其の行事を奉行したとあること依り、当条は、幕府側、或いは親實側の資料に拠っているとみられることから、当記載条をCと判じておきたい。

(5) 此れは、將軍家の鶴岡八幡宮寺参詣に就いての記載であり、此処には、当宮寺参詣なる行事の奉行人乃至沙汰人等の名がみられないことから、当記載条をBと判じておきたい。

(6) 此れは、將軍家の鶴岡八幡宮寺参詣と、其処から還御後の相州亭への入御とに就いての記載であり、此処には、其等双方の行事を差配した奉行人乃至沙汰人等の名がみられないことから、当記載条をBと判じておきたい。

(7) 此れは、災變防遏の御祈禱を為すべく、鶴岡八幡宮寺に於いて臨時の御神樂が行われたことに就いての記載であり、此処には、同宮寺参詣と御神樂執行とを差配した奉行人乃至沙汰人の名がみられないことから、当記載条をBと判じておきたい。

(8) 此れは、將軍家が御方違として周防前司親實の大倉家へ入御されたことと、其処で庚申御會が催されたことに就いての記載であり、此処には、其等双方の行事を差配した奉行人乃至沙汰人等の名がみられないこと、親實の大倉家が「於此所」と表現されていること、当御會に於いて二首の和歌が講じられていること等を総合的に勘考すれば、当条の典拠資料の出処として、○幕府側、○親實側、○石山侍從(教定)を始めとする庚申御會への参加者側等が考量され、而して此等○◎◎の中、一方から而已とみるのは、先ず考え難く、とすれば、○◎、或いは○◎、或いは◎◎の二方からか、更に或いは、○◎◎の三方総てからと謂うことになるが、此等の中では、○◎◎の三方総てからとみるのが、最も可能性のある見方ではないかと思う。斯うしたことから、当記載条をBと判じておきたい。

(9) 此れは、將軍家が若宮大路の新造御所へ移徙されたことに就いての記載であり、此処には当行事の奉行人乃至沙汰人等の名がみられないことから、当記載条をBと判じておきたい。

(10) 此れは、小御所に於いて「目勝御勝負」があつたことに就いての記載であり、当行事が然程重要な意義を有つものとも思えないし、又、此の行事を差配した奉行人乃至沙汰人等の名もみられないこと等から、当記載条をBと判じておきたい。

(11) 此れは、中納言等の御拝賀に就いての記載であり、此処には、御拝賀の行列として多人数の交名がみられることから、当記載条をCと判じておきたい。

(12) 此れは、將軍家が佐渡前司基綱の大倉家へ入御され、「於「彼所」」いて、和歌管絃等の御会が催されたことに就いての記載であるが、其の御会の催された場所、即ち「基綱大倉家」が「彼所」と表現されている攸からみて、当条が基綱側の資料而已に拠っているとは考え難いこと。但し、件の御会終了後の「鷄鳴以後還御」の際に、基綱から將軍家へ（<sup>参会者一同へかどう</sup>かは不明であるが、）御贈物があつたとされているが、此れは必ずしも、当条が基綱側の資料に拠つてゐることを示すものではないこと。又、「二條中將、壬生侍從、相摸三郎入道、河内式部大夫等」一行の基綱大倉家への参着と、其れ以前にみられる將軍家一行の其れとには、時間的な懸隔があつたようにも解せること。更に又、和歌管絃等の御会参加者の中に、京洛出身の文雅の士達の名がみられると共に、然うした御会に相応しい「紅葉縁松交、枝之鉢中路感荷非」一「杯と謂つた精練なる章句や優麗なる詞藻やも見受けられること等々を総合的に彼此勘案するならば、当条の典拠資料の出処として、○幕府側、○佐渡前司基綱側、○敎定を始めとする和歌管絃等の御会への参加者側等々が考量されるが、此等○●○●○の中、一方から而已とみるのは考え難く、とすれば、○●○、或いは○●○、或いは○●○の二方からか、更に或いは、○●○●○の三方総てからか、と謂つことになるが、此等の中では種々の点から考慮して矢張り○●○●○の三方全てからとみるのが、最も可能性のある見方ではないかと思う。斯うしたことから、当記載条をBと判じておきたい。

(13) 此れは、將軍家頼嗣の首服なる儀式行事に就いての記載であり、此処には、当儀式行事を差配した奉行人（前佐渡守

基綱の名がみられるが、教定自身の意見・感想・批評とも受け取れる▲印部分の記載がみられることから、当記載条をAと判じておきたい。

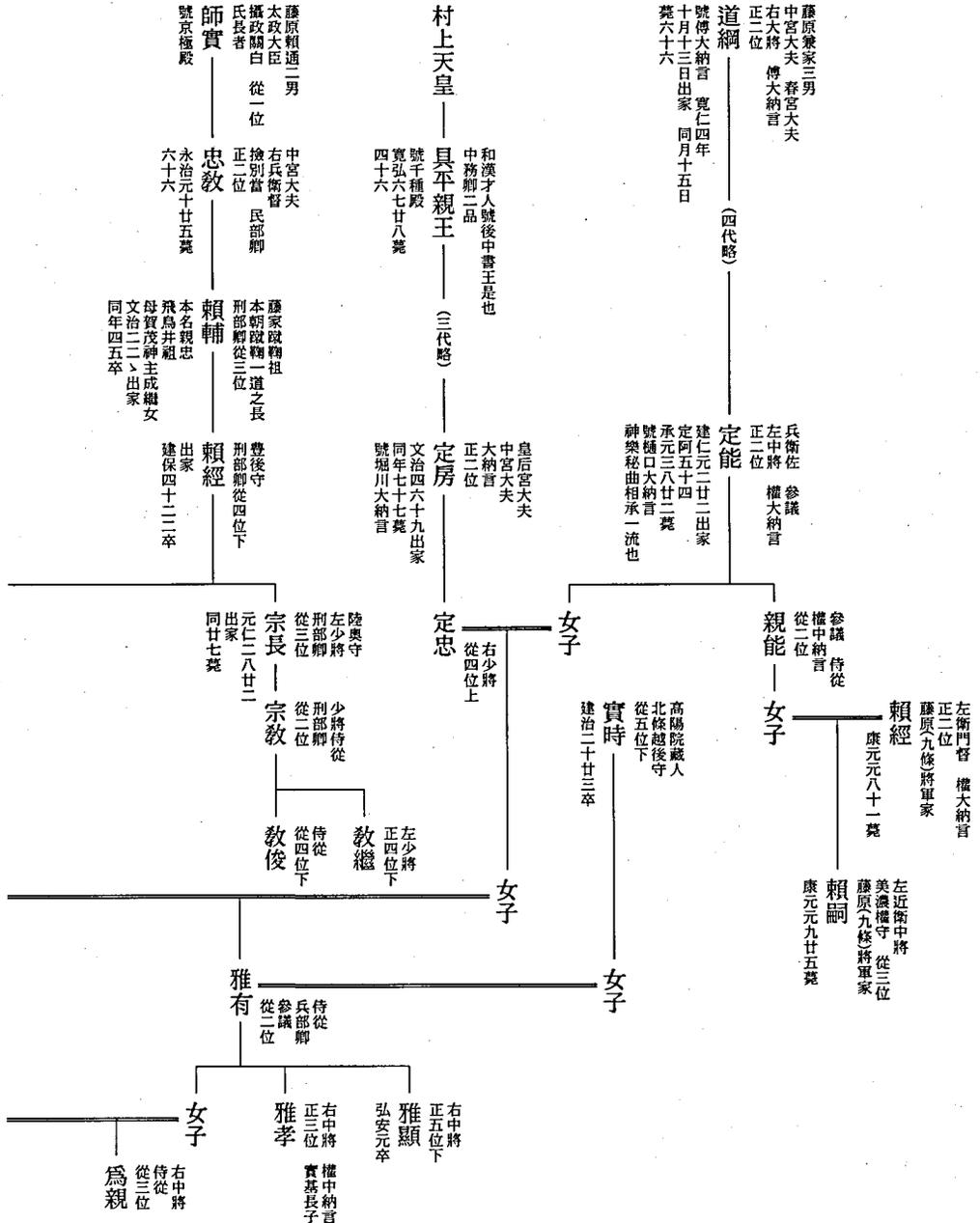
斯くして頼經將軍記では、Aが(1)(3)の二条、Bが(5)(6)(7)(8)(9)(10)(12)の七条、Cが(2)(3)(4)(11)の四条、都合二三条と謂うことになる。

### 頼嗣將軍記

(14)、此れは、將軍家が旅の御所時頼亨に於いて射的・蹴鞠會、取り分け後者の蹴鞠會が開催されたことに就いての記載である。此処には、教定が時頼の仰せを受けて、当日の奉行人たる秋田城介義景と共に、御鞠會での所役や進行を差配したり、上鞠のことに就いて武藤左衛門尉、鹽飽左近入道両者等と問答を交したりしていると謂う如く、寧ろ、教定の方が奉行人義景よりも活発な活動を展開している状況が記述されていると言える。而して当条には、御鞠を懸の中に置いた大夫雅有(教定の子息、(二條(飛鳥井)教定)の定関係系譜を參稽されたい。の名と其の所為がみられ、而も、其の下に年齒(十歳まで)註記されていること、更に当条には、教定自身の意見・感想・批評とも受け取れる▲印部分の記載がみられること等から、当記載条をAと判じておきたい。

(15)、此れは、前右馬權頭(政村)第で當座に三百六十首繼歌があつたことに就いての記載である。而して此処には、当行事を差配した奉行人乃至沙汰人の名がみられないので、当条は、政村側、或いは、二條中將(教定)を始めとする当行事への参加者側、更に或いは、其等双方側の資料に拠っているとみられることから、当記載条をBと判じておきたい。

譜系關係定教





斯くして頼嗣將軍記では、Aが(14)の一条、Bが(15)の一条、都合二条と謂うことになる。

### 宗尊親王將軍記

(16) 此れは、御本所の事に関して、小山長村の宿所では聊か煩いがあるので、晴賢以下の陰陽師等の意見に依り、龜谷・泉谷の右兵衛督教定朝臣亭を以て將軍家の御方違の本所に定めたことに就いての記載である。此処には、御方違の奉行人乃至沙汰人等の名がみられないので、当条は、幕府側、或いは、晴賢等陰陽師側、更に或いは、御方違の本所とされた教定側の、孰れかの資料に拠っているとみられることから、当記載条をBと判じておきたい。

(17) 此れは、將軍家御方違の本所として、新造の儀あるべきに依り、右兵衛督教定の泉谷亭を改築することに就いての記載であり、此処には、佐渡前司基綱以下四名の奉行人と陰陽師大膳亮爲親以下二名等の名がみられるので、当条は、○幕府側、或いは、◎陰陽師側、或いは◎教定側、更に或いは、其等○◎◎総ての資料に拠っているとみられることから、当記載条をBと判じておきたい。

(18) 此れは、將軍家が御方違の為に新造された右兵衛督教定朝臣の泉谷亭に入御されたことに就いての記載であり、此処には、御出の行列として多人数の交名が録されているので、当条は、幕府側の資料を基本にして、之に加えて教定側の資料も参考として援用されているとみられることから、当記載条をBと判じておきたい。

(19) 此れは、鶴岡八幡宮寺に於いて仁王會が開催されたことと、將軍家が御方違として右武衛督教定の泉谷亭に入御されたことに就いての記載である。此処には、多数の騎馬・歩行の供奉人の交名がみられるので、当条は、幕府側の資料を基本にして、之に加えて教定側の資料も援用されていると考えられることから、当記載条をBと判じておきたい。

(20) 此れは、將軍家が新御所へ移徙されたことに就いての記載であり、此処には、特に奉行人乃至沙汰人等の名はみられず、教定の名も供奉人の交名中にみられるに過ぎないので、当条は、幕府側の資料に拠っていると考えられることから、当記載条をCと判じておきたい。

(21) 此れは、將軍家の鶴岡八幡宮寺参詣と、其処で行われた御禊の儀式とに就いての記載である。此処には、將軍家の御出に際し、行列供奉者として多数の交名がみられるので、当条は、幕府側の資料に拠っていると考えられることから、当記載条をCと判じておきたい。

(22) 此れは、御所に於いて開催された御鞠會に就いての記載である。此処には、此の御鞠會での所役や進行等を差配した奉行人乃至沙汰人の名はみられないが、此の御鞠會開催の二日前の七日条に「下野前司泰綱於御所可申行御鞠會之由申之」とあり、其の二日後の九日に開催された上記の御鞠會では、下野前司(宇都宮泰綱が御鞠を鶏冠木に付け、之を將軍家に献上していることや、当日、二條三品教定が燻白地の鞆を着したことを(難波宗教朝臣が難じて「於此色者。日來不用之。如承元式者。着有文燻革也。頗不甘心」云々と申していることと依りみるに、当条は、宇都宮泰綱側や、宗教朝臣に批難されている教定側の資料に拠っているとみて宜しからう。故に当記載条をAと判じておきたい。

(23) 此れは、大慈寺供養の為、將軍家が同寺へ御出されたことに就いての記載である。此処には、当日の諸行事を差配した奉行人として參河前司教隆眞人と刑部權少輔(那波)政茂の名がみられるが、此の中、特に政茂が奉行したことに就いては反覆してみられ、其の活動振りが目に立つこと。將軍家御出に際しての供奉人や職衆や、其の職衆

への御布施取等、多数の交名がみられること。而して更に、「今日可<sup>レ</sup>任<sup>二</sup>位次<sup>一</sup>之由。近衛將等自稱。是則政<sup>六</sup>茂<sup>七</sup>爲<sup>三</sup>奉行之間。於<sup>二</sup>法會<sup>一</sup>不可<sup>レ</sup>成<sup>二</sup>違亂<sup>一</sup>之故歟。如<sup>二</sup>位次<sup>一</sup>者。佐房<sup>少輔左</sup>公敦<sup>坊城</sup>。政茂<sup>刑部少輔</sup>。公連<sup>六條</sup>。雅有<sup>二條</sup>也。」とあつて、当日の奉行人たる政茂以外の者<sup>之を教定とみることも可能であらう。</sup>に依る意見・感想・批評とも受け取れる▲印部分の記載がみられること、等々を総合的に勘按するならば、当条は、幕府側や大慈寺側や政茂側の諸資料を基本とし、更に此等に加えて教定側の資料も補助的に供用されているとみて宜しからう。故に当記載条をAと判じておきたい。

(24) 此れは、將軍家の鶴岡八幡宮寺への御参に就いての記載であり、此処には、御出行列の供奉人多数の交名(此の中には教定・雅有・宗教等親族者の名もみられる。)がみられこそすれ、当行事を差配した奉行人乃至沙汰人等の名がみられないので、当条は、幕府側の資料に拠っていると諒察されることから、当記載条をCと判じておきたい。

(25) 此れは、勝長壽院供養の為、將軍家が同寺へ御出されたことに就いての記載であり、此処には、当日の行事を差配した法会奉行人たる參河前司教隆・刑部權少輔政茂両者の名がみられること。勝長壽院の職家の交名がみられること。將軍家御出に際しての供奉人多数の交名がみられること。御布施取の多人数の交名がみられること、等々を総合的に勘案するならば、当条は、幕府側、勝長壽院側、双方各々の資料に拠っているとみられることから、当記載条をCと判じておきたい。

(26) 此れは、將軍家並びに御息所が入道陸奥守重時亭へ入御されたことに就いての記載である。此処には、此の御出に関する諸事を差配した奉行人乃至沙汰人の名はみられないが、多くの供奉人の交名がみられるので、当条は、

幕府側、重時側双方の資料に拠っているとみられることから、当記載条をCと判じておきたい。

(27)、これは、將軍家が五百首の御詠歌を前右兵衛督教定卿に付して入道民部卿爲家に批點を求めたことに就いての記載である。斯かる記載内容からして、此処には、奉行人乃至沙汰人の名はみられないが、範元に清書の指示・指令をしたのが將軍家であるとすれば、当条は、幕府側・教定側双方の資料に拠っているとみて宜しかろう。故に当記載条をAと判じておきたい。

(28)、これは、廂の御所に於いて連歌五十員が行われたことに就いての記載である。此の催しが行われたのが廂の御所であり、件の催しに將軍家も参候しているので、当条は、幕府側や、此の行事に於いて執筆役を勤めている掃部助(押垂)範元側の資料を基本にして、更に之に加えて前右兵衛督教定以下参候者側の資料も補助的に供用されるとみられることから、当記載条をBと判じておきたい。

(29)、これは、御鞠會に就いての記載であり、此処には、件の行事を差配した奉行人乃至沙汰人の名がみられないことや、当日の御鞠會への参候者中に少將雅有朝臣(二條三位数定卿の子息)の名がみられ、其処に上鞠一足と註記されていることから推量して、当条は、幕府側の資料に加えて教定側の資料も供用されているとみられることから、当記載条をBと判じておきたい。

(30)、これは、御所に於いて開催された當座和歌御會に就いての記載である。此処には、其の行事を差配した奉行人乃至沙汰人の名はみられないが、若宮大僧正が「被<sub>レ</sub>獻<sub>二</sub>風流一脚<sub>一</sub>」以百種蓮菜  
副述懷歌云々とあるので、当条は、幕府側の資料に加えて教定や若宮大僧正等、件の御會への参候者側の資料も供用されているとみられることから、当記載条

をBと判じておきたい。

斯くして宗尊親王將軍記では、Aが(22)(23)(27)の三条、Bが(16)(17)(18)(19)(28)(29)(30)の七条、Cが(20)(21)(24)(25)(26)の五条、都合一五条と謂うことになる。

以上、『敎定日記』が『吾妻鏡』編纂の典拠資料、若しくは補助資料として供用されているのは如何なる条であるかを、同書に敎定の名がみられる三〇条に就いて逐条検討を加えてみた結果、A、即ち『敎定日記』が典拠資料、若しくは補助資料として供用されているとみられる、否寧ろ、然うみる方がよいと考えられる記載条は、賴經將軍記に(1)(13)の二条、賴嗣將軍記に(14)の一条、宗尊親王將軍記に(22)(23)(27)の三条、都合六条存し、B、即ち『敎定日記』が典拠資料、若しくは補助資料として供用されているとみられるか、或いは然うした可能性があると考えられる記載条は、賴經將軍記に(5)(6)(7)(8)(9)(10)(12)の七条、賴嗣將軍記に(15)の一条、宗尊親王將軍記に(16)(17)(18)(19)(28)(29)(30)の七条、都合一五条存し、而してC、即ち『敎定日記』が典拠資料、若しくは補助資料として供用されているとみられない、或いは、然うした可能性がないと考えられる記載条は、賴經將軍記に(2)(3)(4)(11)の四条、賴嗣將軍記にナシ、宗尊親王將軍記に(20)(21)(24)(25)(26)の五条、都合九条存することを明らかにし得たように思ふ。

其れでは、是迄とは異なり、敎定の名がみられなくとも、『敎定日記』が典拠資料、若しくは補助資料として供用されているとみてよい、即ち上述のAに相当すると考えられるのは、如何なる条かと謂うに、茲では、左記の弘長元年正月十日条而已を挙げておくこととする。

今日。御所御鞠始也。廷尉三人列<sup>上野</sup>人數一。所謂出羽大夫判官行有。下<sup>上野</sup>。大夫判官廣綱。上<sup>足利</sup>。大夫判官家氏等也。

爰刑部卿傾申云。上括雖有邂逅之例、非吉事。尤可有斟酌云々。而二條少將雅有申云。如承元二年十二月二日雅經卿記者。頼時白襖袴上括。凡檢非違使上括事非常儀。蹴鞠之時無憚歟。後白河院御時。綱頼。知康上括。當院御時。一鷹判官重輔同又上之。然者有何事哉云々。是則出羽者就難波之訓。上野。足利者。隨二條之說。二人長者。根元雖受一流之口傳。枝葉勘出兩様之故實者歟。其邪正人難辨之云々。

此処には、御所の御鞠會に於いて、上括のことに就き、刑部卿難波宗教と二條少將雅有とに依る論争に關わる事が記述されている。其れは、宗教が雅有を「上括は邂逅の例ありといへども吉事にあらず。もつとも斟酌あるべし」云々と非難したことに對して、雅有が「承元二年十二月二日の雅經卿記のごときは、頼時、白襖の袴上括。およそ檢非違使の上括の事は常の儀にあらず。蹴鞠の時は、憚なきか。後白河院の御時、綱頼、知康上括。當院の御時、一鷹判官重輔同じく又これを上ぐ。しかれば何事かあらんや」云々と抗弁したと謂うものである。而して之に続けて然うした見解の相違に基づく論争が生起した抑の因由に就いて「二人の長者、根元一流の口傳に受くといへども、枝葉兩様の故實を勘へ出すものか。その邪正は人これを辨じがたし」云々と説述されている。上述の論争當事者たる二人の長者、即ち宗教と雅有兩者は、俱に「藤家蹴鞠祖 本朝蹴鞠一道之長」（尊卑分脈）と謳われた頼輔の末裔であり、雅經卿記の記主たる雅經からみると、宗教は甥に當り、雅有は孫に當ると謂う、正に一流の縁戚關係に在り乍ら「枝葉兩様の故實を勘へ出すものか」云々と敍說されているので、当条の典拠資料乃至補助資料の出処如何と謂うに、其れは宗教側でもなく、又、雅有（個人側）でもなく、此等兩者と極めて近い系譜的位置關係にあり、而も、蹴鞠の道に通曉した人士としては、先ず敎定を措いて他に想定し難いので、当条は、『敎定日記』を典拠資料乃至補助資料としていること

が考えられるのである。故に当該載条をAと判じておきたい。

尚、既掲表三に示した宗尊親王將軍記の事例19(文永三年三月二十九日条に就いては、先述した正嘉元年四月九日条事例②)や、弘長元年正月十日条が、難波宗教と二條教定・雅有親子との間に於いて交わされた上括の件に就いての論争に關わる記載であるのに対し、「刑部卿宗教朝臣就<sup>二</sup>蹴鞠事<sup>一</sup>。作<sup>二</sup>一卷勘狀<sup>一</sup>。將軍家密々被<sup>二</sup>召出<sup>一</sup>覽<sup>レ</sup>之<sup>二</sup>」云々なる記述で始まる記載には、教定や、其の子息雅有の名がみられないので、当条は、『教定日記』ではなく、宗教が作成したとされる一卷の勘狀を典拠資料乃至補助資料としているであろうことが推量されるのである。

最後に『吾妻鏡』編纂の典拠資料乃至補助資料として供用されているとみられる『教定日記』の記主たる教定の系譜上に占める位置に就いて若干触れて、此の補記の収束としたい。(二條(飛鳥井)教定關係系譜を參稽されたい。)

教定は、早期より鎌倉に下向し、藤原賴經・賴嗣・宗尊親王の三代の將軍家に歴仕した所謂関東祇候の廷臣であり、鎌倉幕府の重鎮を数多輩出した大江廣元の末裔たる長井・那波・毛利の各氏流の人士達や、藤原俊成・定家・爲家の後を承けて歌壇の指導的地位を占めた爲氏・爲世親子や、元来、関東に居住するも、京都との關係が深く、殊に学芸文事を愛好し、儒家清原教隆に師事して、学事に精励し、以て内外の文書典籍蒐集に情熱を傾注した人士として、北條氏一門に在つても特異な存在であつた北條實時や、更には賴經・賴嗣両將軍家とも各々縁戚關係にあつた。

斯様に教定が、幕政に深い関わりを有する権勢家にして、文化教養面でも卓越すると共に、記録文書類を数多保有していたと考えられる人士達と近縁關係に在つたのは、其の日記、即ち『教定日記』が『吾妻鏡』編纂の一資料として同書に供用される重要な契機乃至は条件を爲していたであろうと謂う意味に於いて、等閑視するを得ないことと思つのである。